別　紙

第１　法人税基本通達関係

昭和44年５月１日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一　目　次

改　　正　　後	改　　正　　前
第１章　総　則	**第１章　総　則**
第１節　納税地及び納税義務	第１節　納税地及び納税義務
第２節　事業年度	第２節　事業年度
第３節　同族会社	第３節　同族会社
第３節の２　支配関係及び完全支配関係	第３節の２　支配関係及び完全支配関係
第４節　組織再編成	第４節　組織再編成
第５節　資本金等の額及び資本等取引	第５節　資本金等の額及び資本等取引
第６節　利益積立金額	第６節　利益積立金額
第７節　仮決算における経理	第７節　仮決算における経理
第８節　その他	第８節　その他
第２章　収益並びに費用及び損失の計算	**第２章　収益並びに費用及び損失の計算**
第１節　収益等の計上に関する通則	第１節　収益等の計上に関する通則
第１款　棚卸資産の販売による収益	第１款　棚卸資産の販売による収益
第２款　請負による収益	第２款　請負による収益
第３款　固定資産の譲渡等による収益	第３款　固定資産の譲渡等による収益
第４款　短期売買商品の譲渡による損益	第４款　短期売買商品の譲渡による損益
第５款　有価証券の譲渡による損益	第５款　有価証券の譲渡による損益
第６款　利子、配当、使用料等に係る収益	第６款　利子、配当、使用料等に係る収益
第７款　その他の収益等	第７款　その他の収益等

改　　正　　後	改　　正　　前
第２節　費用及び損失の計算に関する通則	第２節　費用及び損失の計算に関する通則
第１款　売上原価等	第１款　売上原価等
第２款　販売費及び一般管理費等	第２款　販売費及び一般管理費等
第３款　損失	第３款　損失
第３節　有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等	第３節　有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等
第１款　有価証券の譲渡損益等	第１款　有価証券の譲渡損益等
第２款　有価証券の取得価額	第２款　有価証券の取得価額
第３款　有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法	第３款　有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
第４款　有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等	第４款　有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等
第５款　有価証券の時価評価損益	第５款　有価証券の時価評価損益
第６款　デリバティブ取引に係る損益等	第６款　デリバティブ取引に係る損益等
第７款　ヘッジ処理による損益	第７款　ヘッジ処理による損益
第８款　短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法	第８款　短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
第９款　短期売買商品の時価評価損益	第９款　短期売買商品の時価評価損益
第４節　収益及び費用の帰属時期の特例	第４節　収益及び費用の帰属時期の特例
第１款　長期割賦販売等	第１款　長期割賦販売等
第２款　工事の請負	第２款　工事の請負
第５節　割戻し	第５節　割戻し
第１款　売上割戻し	第１款　売上割戻し
第２款　仕入割戻し	第２款　仕入割戻し
第６節　その他	第６節　その他
第３章　受取配当等	**第３章　受取配当等**
第１節　受取配当等の金額	第１節　受取配当等の金額
第２節　負債の利子の計算	第２節　負債の利子の計算

改　　正　　後	改　　正　　前
第１款　支払利子	第１款　支払利子
第２款　控除する負債の利子の計算	第２款　控除する負債の利子の計算
第３節　外国子会社から受ける配当等	第３節　外国子会社から受ける配当等
第４章　その他の益金等	**第４章　その他の益金等**
第１節　資産の評価益	第１節　資産の評価益
第１款　通則	第１款　通則
第２款　有価証券の評価益	第２款　有価証券の評価益
第３款　固定資産の評価益	第３款　固定資産の評価益
第４款　その他	第４款　その他
第２節　受贈益	第２節　受贈益
第１款　広告宣伝用資産等の受贈益	第１款　広告宣伝用資産等の受贈益
第２款　未払給与の免除益	第２款　未払給与の免除益
第３款　完全支配関係がある法人間の受贈益	第３款　完全支配関係がある法人間の受贈益
第５章　棚卸資産の評価	**第５章　棚卸資産の評価**
第１節　棚卸資産の取得価額	第１節　棚卸資産の取得価額
第１款　購入した棚卸資産	第１款　購入した棚卸資産
第２款　製造等に係る棚卸資産	第２款　製造等に係る棚卸資産
第２節　棚卸資産の評価の方法	第２節　棚卸資産の評価の方法
第１款　原価法	第１款　原価法
第２款　低価法	第２款　低価法
第３款　評価の方法の選定及び変更	第３款　評価の方法の選定及び変更
第３節　原価差額の調整	第３節　原価差額の調整
第４節　棚卸しの手続	第４節　棚卸しの手続

改　　正　　後	改　　正　　前
第６章　削　除	**第６章　削　除**
第７章　減価償却資産の償却等	**第７章　減価償却資産の償却等**
第１節　減価償却資産の範囲	第１節　減価償却資産の範囲
第１款　減価償却資産	第１款　減価償却資産
第２款　少額の減価償却資産等	第２款　少額の減価償却資産等
第２節　減価償却の方法	第２節　減価償却の方法
第３節　固定資産の取得価額等	第３節　固定資産の取得価額等
第１款　固定資産の取得価額	第１款　固定資産の取得価額
第２款　耐用年数の短縮	第２款　耐用年数の短縮
第４節　償却限度額等	第４節　償却限度額等
第１款　通則	第１款　通則
第２款　償却方法を変更した場合の償却限度額	第２款　償却方法を変更した場合の償却限度額
第３款　増加償却	第３款　増加償却
第４款　償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産	第４款　償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産
第５節　償却費の損金経理	第５節　償却費の損金経理
第６節　特殊な資産についての償却計算	第６節　特殊な資産についての償却計算
第１款　鉱業用減価償却資産の償却	第１款　鉱業用減価償却資産の償却
第２款　取替資産についての償却	第２款　取替資産についての償却
第３款　特別な償却率を適用する資産の償却	第３款　特別な償却率を適用する資産の償却
第４款　生物の償却	第４款　生物の償却
第６節の２　リース資産の償却等	第６節の２　リース資産の償却等
第１款　所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義	第１款　所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義
第２款　賃借人の処理	第２款　賃借人の処理

改　　正　　後	改　　正　　前
第３款　賃貸人の処理	第３款　賃貸人の処理
第４款　その他	第４款　その他
第７節　除却損失等	第７節　除却損失等
第１款　除却損失等の損金算入	第１款　除却損失等の損金算入
第２款　総合償却資産の除却価額等	第２款　総合償却資産の除却価額等
第３款　個別償却資産の除却価額等	第３款　個別償却資産の除却価額等
第８節　資本的支出と修繕費	第８節　資本的支出と修繕費
第９節　劣化資産	第９節　劣化資産
第８章　繰延資産の償却	**第８章　繰延資産の償却**
第１節　繰延資産の意義及び範囲等	第１節　繰延資産の意義及び範囲等
第２節　繰延資産の償却期間	第２節　繰延資産の償却期間
第３節　償却費の計算	第３節　償却費の計算
第９章　その他の損金	**第９章　その他の損金**
第１節　資産の評価損	第１節　資産の評価損
第１款　通則	第１款　通則
第２款　棚卸資産の評価損	第２款　棚卸資産の評価損
第３款　有価証券の評価損	第３款　有価証券の評価損
第４款　固定資産の評価損	第４款　固定資産の評価損
第２節　役員給与等	第２節　役員給与等
第１款　役員等の範囲	第１款　役員等の範囲
第２款　経済的な利益の供与	第２款　経済的な利益の供与
第３款　定期同額給与	第３款　定期同額給与
第４款　事前確定届出給与	第４款　事前確定届出給与

改　　正　　後	改　　正　　前
第５款　損金の額に算入される利益連動給与	第５款　損金の額に算入される利益連動給与
第６款　過大な役員給与の額	第６款　過大な役員給与の額
第７款　退職給与	第７款　退職給与
第８款　使用人給与	第８款　使用人給与
第９款　転籍、出向者に対する給与等	第９款　転籍、出向者に対する給与等
第10款　新株予約権を対価とする費用等	第10款　新株予約権を対価とする費用等
第３節　保険料等	第３節　保険料等
第４節　寄附金	第４節　寄附金
第１款　寄附金の範囲等	第１款　寄附金の範囲等
第２款　完全支配関係がある法人間の寄附金	第２款　完全支配関係がある法人間の寄附金
第３款　国等に対する寄附金	第３款　国等に対する寄附金
第４款　被災者に対する義援金等	第４款　被災者に対する義援金等
第５款　その他	第５款　その他
第５節　租税公課等	第５節　租税公課等
第１款　租税	第１款　租税
第２款　外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等	第２款　外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等
第３款　第二次納税義務による納付税額	第３款　第二次納税義務による納付税額
第４款　賦課金、納付金等	第４款　賦課金、納付金等
第５款　罰科金	第５款　罰科金
第６節　貸倒損失	第６節　貸倒損失
第１款　金銭債権の貸倒れ	第１款　金銭債権の貸倒れ
第２款　返品債権特別勘定	第２款　返品債権特別勘定
第６節の２　負担金	第６節の２　負担金
第７節　その他の経費	第７節　その他の経費
第１款　商品等の販売に要する景品等の費用	第１款　商品等の販売に要する景品等の費用

改　　正　　後	改　　正　　前
第２款　海外渡航費	第２款　海外渡航費
第３款　会費及び入会金等の費用	第３款　会費及び入会金等の費用
第４款　その他	第４款　その他
第10章　圧縮記帳	**第10章　圧縮記帳**
第１節　圧縮記帳の通則	第１節　圧縮記帳の通則
第２節　国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳	第２節　国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳
第３節　工事負担金で取得した資産の圧縮記帳	第３節　工事負担金で取得した資産の圧縮記帳
第４節　非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳	第４節　非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳
第５節　保険金等で取得した資産等の圧縮記帳	第５節　保険金等で取得した資産等の圧縮記帳
第６節　交換により取得した資産の圧縮記帳	第６節　交換により取得した資産の圧縮記帳
第11章　引当金	**第11章　引当金**
第１節　通則	第１節　通則
第２節　貸倒引当金	第２節　貸倒引当金
第１款　通則	第１款　通則
第２款　個別評価金銭債権に係る貸倒引当金	第２款　個別評価金銭債権に係る貸倒引当金
第３款　一括評価金銭債権に係る貸倒引当金	第３款　一括評価金銭債権に係る貸倒引当金
第３節　返品調整引当金	第３節　返品調整引当金
第12章　繰越欠損金	**第12章　繰越欠損金**
第１節　青色申告事業年度の欠損金	第１節　青色申告事業年度の欠損金
第２節　災害損失金	第２節　災害損失金
第３節　会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金	第３節　会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

改　　正　　後	改　　正　　前
第12章の２　組織再編成に係る所得の金額の計算	第12章の２　組織再編成に係る所得の金額の計算
第１節　通則	第１節　通則
第２節　特定資産に係る譲渡等損失額	第２節　特定資産に係る譲渡等損失額
第３節　非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益	第３節　非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益
第12章の３　連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算	第12章の３　連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算
第１節　時価評価法人	第１節　時価評価法人
第２節　連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益	第２節　連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益
第３節　連結納税の開始等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理	第３節　連結納税の開始等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理
第12章の４　完全支配関係がある法人の間の取引の損益	第12章の４　完全支配関係がある法人の間の取引の損益
第１節　通則	第１節　通則
第２節　譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整	第２節　譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整
第３節　譲渡損益調整額の戻入れ	第３節　譲渡損益調整額の戻入れ
第12章の５　リース取引	第12章の５　リース取引
第１節　リース取引の意義	第１節　リース取引の意義
第２節　金銭の貸借とされるリース取引	第２節　金銭の貸借とされるリース取引
第１款　金銭の貸借とされるリース取引の判定	第１款　金銭の貸借とされるリース取引の判定
第２款　譲渡人の処理	第２款　譲渡人の処理
第３款　譲受人の処理	第３款　譲受人の処理
第12章の６　法人課税信託に係る所得の金額の計算等	第12章の６　法人課税信託に係る所得の金額の計算等
第１節　通則	第１節　通則
第２節　法人課税信託に係る所得の金額の計算	第２節　法人課税信託に係る所得の金額の計算

改　　正　　後	改　　正　　前
第13章　借地権の設定等に伴う所得の計算	**第13章　借地権の設定等に伴う所得の計算**
第13章の２　外貨建取引の換算等	**第13章の２　外貨建取引の換算等**
第１節　外貨建取引に係る会計処理等	第１節　外貨建取引に係る会計処理等
第２節　外貨建資産等の換算等	第２節　外貨建資産等の換算等
第14章　特殊な損益の計算	**第14章　特殊な損益の計算**
第１節　特殊な団体の損益	第１節　特殊な団体の損益
第１款　組合事業による損益	第１款　組合事業による損益
第２款　従業員団体の損益	第２款　従業員団体の損益
第２節　協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金	第２節　協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金
第１款　事業分量配当等	第１款　事業分量配当等
第２款　特別の賦課金	第２款　特別の賦課金
第３節　会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益	第３節　会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益
第１款　更生会社等の損益等	第１款　更生会社等の損益等
第２款　債権者等の損益	第２款　債権者等の損益
第４節　受益者等課税信託による損益	第４節　受益者等課税信託による損益
第15章　公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税	**第15章　公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税**
第１節　収益事業の範囲	第１節　収益事業の範囲
第１款　共通事項	第１款　共通事項
第２款　物品販売業	第２款　物品販売業
第３款　不動産販売業	第３款　不動産販売業
第４款　金銭貸付業	第４款　金銭貸付業

改　　正　　後	改　　正　　前
第５款　物品貸付業	第５款　物品貸付業
第６款　不動産貸付業	第６款　不動産貸付業
第７款　製造業	第７款　製造業
第８款　通信業	第８款　通信業
第９款　運送業	第９款　運送業
第10款　倉庫業	第10款　倉庫業
第11款　請負業	第11款　請負業
第12款　印刷業	第12款　印刷業
第13款　出版業	第13款　出版業
第14款　写真業	第14款　写真業
第15款　席貸業	第15款　席貸業
第16款　旅館業	第16款　旅館業
第17款　飲食店業	第17款　飲食店業
第18款　周旋業	第18款　周旋業
第19款　代理業	第19款　代理業
第20款　仲立業	第20款　仲立業
第21款　問屋業	第21款　問屋業
第22款　鉱業及び土石採取業	第22款　鉱業及び土石採取業
第23款　浴場業	第23款　浴場業
第24款　理容業	第24款　理容業
第25款　美容業	第25款　美容業
第26款　興行業	第26款　興行業
第27款　遊技所業	第27款　遊技所業
第28款　遊覧所業	第28款　遊覧所業
第29款　医療保健業	第29款　医療保健業

改　　正　　後	改　　正　　前
第30款　技芸教授業	第30款　技芸教授業
第31款　駐車場業	第31款　駐車場業
第32款　信用保証業	第32款　信用保証業
第33款　労働者派遣業	第33款　労働者派遣業
第34款　その他	第34款　その他
第２節　収益事業に係る所得の計算等	第２節　収益事業に係る所得の計算等
第16章　税額の計算	**第16章　税額の計算**
第１節　特定同族会社の特別税率	第１節　特定同族会社の特別税率
第１款　特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲	第１款　特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲
第２款　留保金額の計算	第２款　留保金額の計算
第２節　所得税額の控除	第２節　所得税額の控除
第３節　外国税額の控除	第３節　外国税額の控除
第１款　通則	第１款　通則
第２款　外国法人税の控除	第２款　外国法人税の控除
第３款　その他	第３款　その他
第４節　所得金額の端数計算	第４節　所得金額の端数計算
第５節　中小企業者等の軽減税率	第５節　中小企業者等の軽減税率
第17章　申告、納付及び還付	**第17章　申告、納付及び還付**
第１節　申告及び納付	第１節　申告及び納付
第２節　還付	第２節　還付
第18章　退職年金等積立金額の計算	**第18章　退職年金等積立金額の計算**

改　　正　　後	改　　正　　前
第19章　削　除	**第19章　削　除**
第20章　外国法人の納税義務	**第20章　外国法人の納税義務**
	第１節　国内源泉所得
	第１款　国内において行う事業の所得
	第２款　国内にある資産の所得
	第３款　人的役務提供事業の所得
	第４款　不動産等の貸付けによる所得
	第５款　債券の利子等
	第６款　貸付金利子の所得
	第７款　使用料等の所得
	第８款　その他
第１節　恒久的施設	
第１款　外国法人の国内にある支店等	
第２款　外国法人の国内にある建設作業場	
第３款　外国法人が国内に置く代理人等	
第２節　国内源泉所得	第２節　課税標準
	第１款　国内に支店等を有する外国法人
	第２款　国内において長期建設作業等を行う外国法人
	第３款　国内に代理人等を置く外国法人
第１款　恒久的施設帰属所得	
第２款　国内にある資産の所得	第４款　国内に恒久的施設を有しない外国法人
第３款　人的役務提供事業の所得	
第４款　不動産等の貸付けによる所得	
第５款　その他	第５款　その他

改　　正　　後	改　　正　　前
第３節　租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得 第４節　課税標準 第５節　恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算 　第１款　通則 　第２款　益金の額の計算 　第３款　損金の額の計算 　第４款　保険会社の投資資産及び投資収益 　第５款　恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入 　第６款　外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入 　第７款　恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益 　第８款　その他 第６節　その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算 第７節　税額の計算 　第１款　所得税額の控除 　第２款　外国税額の控除 第８節　申告及び還付 　第１款　申告 　第２款　還付	第３節　国内源泉所得に係る所得の金額の計算 　第１款　通則 　第２款　損金の額の計算 　第３款　その他 第４節　税額の計算等

改　　正　　後	改　　正　　前
附　則 別　表	附　則 別　表

二　有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

改　　正　　後	改　　正　　前
（繰延ヘッジ処理を適用している場合等における負債の利子の額の計算） 2－3－60　…… ……、令第 141 条の２第１項第１号《国外所得金額の計算》に規定する負債の利子の額、同項第２号に規定する負債の利子の額及び同条第３項…… ……	（繰延ヘッジ処理を適用している場合等における負債の利子の額の計算） 2－3－60　…… ……及び令第 142 条第６項《共通費用の配賦》……

三　法人課税信託に係る所得の金額の計算等

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税信託に係る受託法人の内外判定と納税地） 12 の 6－1－5　…… ㈱　…… ……法第 141 条《課税標準》……	（法人課税信託に係る受託法人の内外判定と納税地） 12 の 6－1－5　…… ㈱　…… ……法第 141 条《外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準》……

四　外国税額の控除

改　　正　　後	改　　正　　前
16－3－8　削　除	（租税条約による限度税率超過税額） 16－3－8　内国法人が我が国と租税条約を締結している国に源泉のある所得を有する場合において、当該所得につき当該租税条約に定める限度税率（租税条約において居住者又は内国法人に対する相手国の課税につき一定の税率又は一定の割合で計算した金額を超えないものとしている場合におけるその一定の税率又は一定の割合をいう。以下16－３－８において同じ。）を超える税率により外国法人税を課されたときは、当該外国法人税の額のうち限度税率によって計算した税額を超える部分の金額については、原則としてその還付を受けるまでは仮払金等として損金の額に算入しないものとし、かつ、法第69条第１項又は第２項《外国税額の控除》の規定の適用はないものとする。
（国外源泉所得に係る所得の金額） 16－3－9　令第 141 条の２第１項《国外所得金額の計算》に規定する「国外源泉所得（……）に係る所得のみについて各事業年度の所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額に相当する金額」とは、現地における外国法人税の課税上その課税標準とされた所得の金額そのものではなく、当該事業年度において生じた国外源泉所得（法第 69 条第１項《外国税額の控除》に規定する国外源泉所得をいう。以下この節において同じ。）に係る所得の計算につき法（措置法その他法人税に関する法令で法以外のものを含む。）の規定を適用して計算した場合における当該事業年度の課税標準となるべき所得の金額をいう。	（国外所得金額の計算） 16－3－9　法第69条第１項《外国税額の控除》に規定する控除限度額の計算の基礎となる令第 142 条第１項《控除限度額の計算》に規定する当該事業年度の国外所得金額（以下この節において「国外所得金額」という。）は、現地における外国法人税の課税上その課税標準とされた所得の金額そのものではなく、当該事業年度において生じた法第 138 条《国内源泉所得》に規定する国内源泉所得（以下この節において「国内源泉所得」という。）以外の所得（以下この節において「国外源泉所得」という。）に係る当該事業年度の国外所得の金額（当該事業年度において生じた国外源泉所得に係る所得の計算につき法（措置法その他法人税に関する法令で法以外のものを含む。）の規定を適用して計算した場合における当該事業年度の課税標準となるべき所得の金額をいう。）に令第 142 条第３項括弧書及びただし書の規定による調整をした後の金額をいうことに留意する。

改　　正　　後	改　　正　　前
（複数の国外事業所等を有する場合の取扱い） 16－3－9の2　内国法人の国外事業所等（法第69条第４項第１号《国外事業所等に帰せられるべき所得》に規定する国外事業所等をいう。以下16－３－９の２において同じ。）が複数ある場合には、当該国外事業所等ごとに同号に掲げる国外事業所等に帰せられるべき所得（以下この節において「国外事業所等帰属所得」という。）を認識し当該国外事業所等帰属所得に係る国外所得金額（同条第１項に規定する国外所得金額をいう。以下この節において同じ。）の計算を行うことに留意する。 ㈱１　本文の計算には、令第141条の２第１項第１号から第３号まで《国外所得金額の計算》に掲げる金額の計算が含まれることに留意する。 ２　一の外国に事業活動の拠点が複数ある場合には、当該一の外国の複数の事業活動の拠点全体を一の国外事業所等として本文の認識及び計算を行うことに留意する。	（新　設）
（国外所得金額を計算する場合の準用） 16－3－9の3　内国法人の国外所得金額を計算するに当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる取扱いを準用する。 ⑴　法第69条第４項第１号《国外事業所等に帰せられるべき所得》に規定する内部取引から生ずる国外事業所等帰属所得に係る所得の金額を計算する場合 20－５－２《内部取引から生ずる恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算》、20－５－５《損金の額に算入できない保証料》、20－５－７《損金の額に算入できない償却費等》、20－５－８《販売費及び一般管理費等の損金算入》及び20－５－34《資本等取引に含まれるその他これらに類する事実》の取扱い	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
⑵　令第 141 条の２第１項第１号《国外所得金額の計算》に掲げる金額を計算する場合　20－５－18《恒久的施設に係る資産等の帳簿価額の平均的な残高の意義》、20－５－19《総資産の帳簿価額の平均的な残高及び総負債の帳簿価額の平均的な残高の意義》、20－５－21《恒久的施設に帰せられる資産の意義》、20－５－23《比較対象法人の純資産の額の意義》及び 20－５－26《金銭債務の償還差損等》から 20－５－30《原価に算入した負債の利子の額の調整》までの取扱い ⑶　同項第２号に掲げる金額を計算する場合　20－５－26 の取扱い ⑷　同項第３号に掲げる金額を計算する場合　20－５－15《外国保険会社等の投資資産の額の運用利回り》の取扱い ⑸　同条第３項の規定により共通費用の額を配分する場合　20－５－９《本店配賦経費の配分の基礎となる費用の意義》の取扱い	
（廃　止）	**（租税条約により条約相手国等に課税が認められた所得の取扱い）** **16－3－10 の 2**　令第 142 条第４項第３号《控除限度額の計算》の規定の適用上、同項の国外源泉所得に係る所得に該当するものとされる所得には、例えば、租税条約の規定により条約相手国等（同号に規定する条約相手国等をいう。）において租税を課されることとされている不動産関連株式（その有する資産の一定割合が当該条約相手国等に存する不動産である法人の株式をいう。）の譲渡に係る所得が該当する。 ㊟　当該不動産関連株式の譲渡により損失が生ずる場合の損失額は、国外所得金額の計算上、損金の額に算入することに留意する。
（国際海上運輸業における運送原価の計算） **16－3－11**　法第 69 条第４項第 14 号《国際運輸業所得》の国内及び国外にわた	**（国際海上運輸業における運送原価の配賦）** **16－3－11**　国内及び国外にわたる船舶による運送の事業（以下 16－３－11 にお

改　　正　　後	改　　正　　前
って船舶による運送の事業（以下16－３－11において「国際海上運輸業」という。）を行うことにより生ずる所得のうち国外において行う業務につき生ずべき所得に係る所得の金額を計算する場合におけるその原価の額は、原則として個々の運送ごとに計算するのであるが、その計算が困難であると認められる場合には、継続して次の算式により計算した金額を当該運送の原価の額とすることができる。 （算式） 国際海上運輸業に係る当該事業年度の運送の原価の額の合計額 × 分母の金額のうち同号に規定する「国外において行う業務」に係るもの ／ 国際海上運輸業に係る当該事業年度の運送収入の額の合計額 ㈱ …… **（共通費用の額の配賦）** **16－3－12**　当該事業年度における令第141条の２第３項《共通費用の額の配分》に規定する共通費用の額（法に規定する引当金勘定への繰入額、措置法に規定する準備金の積立額及び負債の利子の額を除く。以下16－３－14までにおいて「共通費用の額」という。）については、個々の業務ごと、かつ、個々の費目ごとに同項に規定する合理的と認められる基準により国外源泉所得に係る所得を生ずべき業務（以下この節において「国外業務」という。）に配分するのであるが、個々の業務ごと、かつ、個々の費目ごとに計算をすることが困難であると認められるときは、全ての共通費用の額を一括して、当該事業年度の売上総利益の額（利子、配当等及び使用料については、その収入金額とする。以下16－３－12において同じ。）のうちに国外業務に係る売上総利益の額の占める割合を用いて国外業務に係る損金の額として配分すべき金額を計算するこ	いて「国際海上運輸業」という。）を営む内国法人の国外所得金額の計算上損金の額に算入する運送の原価の額は、原則として個々の運送ごとに計算するのであるが、その計算が困難であると認められる場合には、継続して次の算式により計算した金額を当該運送の原価の額とすることができる。 （算式） 国際海上運輸業に係る当該事業年度の運送の原価の額の合計額 × 分母の金額のうち国外に源泉があるもの ／ 国際海上運輸業に係る当該事業年度の運送収入の額の合計額 ㈱ …… **（販売費、一般管理費等の配賦）** **16－3－12**　当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（法に規定する引当金勘定への繰入額及び措置法に規定する準備金の積立額を除く。以下16－３－12において同じ。）のうち令第142条第６項《共通費用の配賦》に規定する共通費用（負債の利子を除く。以下16－３－14までにおいて「共通費用」という。）の額を同項の規定により国内源泉所得に係る所得を生ずべき業務（以下この節において「国内業務」という。）と国外源泉所得に係る所得を生ずべき業務（以下この節において「国外業務」という。）とに配分する場合において、個々の費目ごとにその計算をすることが困難であると認められるときは、原則として、全ての共通費用を一括して、当該事業年度の売上総利益の額（利子、配当等及び使用料については、その収入金額とする。以下16－３－12において同じ。）のうちに国外業務に係る売上総利益の額の占める割合を用いて国外業

改　　正　　後	改　　正　　前
とができる。 ㊟１　内国法人（金融及び保険業を主として営む法人を除く。）の国外業務に係る収入金額の全部又は大部分が利子、配当等又は使用料であり、かつ、当該事業年度の所得の金額のうちに調整国外所得金額（令第 142 条第１項《控除限度額の計算》に規定する調整国外所得金額をいう。）の占める割合が低いなどのため課税上弊害がないと認められる場合には、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用の額のうち国外業務に関連することが明らかな費用の額のみが共通費用の額であるものとして国外業務に係る損金の額として配分すべき金額を計算することができる。 ２　……	務に係る損金の額として配分すべき金額を計算するものとする。 ㊟１　内国法人（金融及び保険業を主として営む法人を除く。）の国外業務に係る収入金額の全部又は大部分が利子、配当等又は使用料であり、かつ、当該事業年度の所得の金額のうちに国外所得金額の占める割合が低いなどのため課税上弊害がないと認められる場合には、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用のうち国外業務に関連することが明らかな費用（例えば国外の関連会社を管理する部門の人件費、国外の子会社への出向者に係る給与の較差補塡金等）のみが共通費用であるものとして国外業務に係る損金の額として配分すべき金額を計算することができる。 ２　……
（欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理） **16－3－20**　…… ……法第 69 条第１項から第３項まで、第 10 項及び第 11 項…… ……法第 69 条第 14 項……	**（欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理）** **16－3－20**　…… ……法第 69 条第１項から第５項まで……法第 69 条第８項……
（外国法人税を課さないことの意義） **16－3－21**　令第 142 条第４項各号……	**（外国法人税を課さないことの意義）** **16－3－21**　令第 142 条第５項各号……
（外国法人税額に増額等があった場合） **16－3－26**　……法第 69 条第１項から第３項まで、第 10 項及び第 11 項…… ⑴　…… ⑵　…… ㊟　……	**（外国法人税額に増額等があった場合）** **16－3－26**　……法第 69 条第１項から第５項まで…… ⑴　…… ⑵　…… ㊟　……

改　　正　　後	改　　正　　前
16－3－27　削　除	（貸付金に準ずるもの） 16－3－27　令第 142 条の２第２項本文括弧書《利子等の範囲》に規定する「貸付金その他これに準ずるもの」には、次に掲げるようなものが含まれることに留意する。 ⑴　預け金のうち預貯金以外のもの ⑵　保証金、敷金その他これらに類する債権 ⑶　前渡金その他これに類する債権 ⑷　他人のために立替払をした場合の立替金 ⑸　取引の対価に係る延払債権 ⑹　保証債務を履行したことに伴って取得した求償権 ⑺　損害賠償金に係る延払債権 ⑻　当座貸越に係る債権
（引当金勘定の取崩し等による益金の額の収入金額からの除外） 16－3－32　…… ……法第 48 条第３項……益金算入額等の益金算入額…… ……	（内部取引による益金の額の収入金額からの除外） 16－3－32　…… ……法第 48 条……益金算入額等の内部取引に関する益金算入額……
（国外事業所等帰属所得を認識する場合の準用） 16－3－37　20－２－１《恒久的施設帰属所得の認識に当たり勘案されるその他の状況》から 20－２－４《恒久的施設において使用する資産の範囲》までの取扱いは、国外事業所等帰属所得を認識する場合について準用する。	（新　設）
（振替公社債等の運用又は保有）	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
16－3－38　20－２－６《振替公社債等の運用又は保有》は、令第 145 条の３第１号《国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得》に掲げる債券の範囲について準用する。	
（機械設備の販売等に付随して行う技術役務の提供） 16－3－39　20－２－12《機械設備の販売等に付随して行う技術役務の提供》は、令第 145 条の５第３号《人的役務の提供を主たる内容とする事業の範囲》に掲げる「科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別の技能を有する者の当該知識又は技能を活用して行う役務の提供を主たる内容とする事業」から除かれる「機械設備の販売その他事業を行う者の主たる業務に付随して行われる場合における当該事業」の範囲について準用する。	（新　設）
（船舶又は航空機の貸付け） 16－3－40　法第 69 条第４項第５号《船舶等の貸付けによる所得》に掲げる船舶又は航空機の貸付けによる対価とは、船体又は機体の賃貸借であるいわゆる裸用船（機）契約に基づいて支払を受ける対価をいい、乗組員とともに船体又は機体を利用させるいわゆる定期用船（機）契約又は航海用船（機）契約に基づいて支払を受ける対価は、これに該当しない。 ㊟１　いわゆる定期用船（機）契約又は航海用船（機）契約に基づいて支払を受ける対価は、同項第 14 号の運送の事業に係る所得に該当する。 ２　内国法人が非居住者又は外国法人に対する船舶又は航空機の貸付け（いわゆる裸用船（機）契約によるものに限る。）に基づいて支払を受ける対価は、たとえ当該非居住者又は外国法人が当該貸付けを受けた船舶又は航空機を専ら国内において事業の用に供する場合であっても、同項第５号に掲げる国外源泉所得に該当することに留意する。	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（振替公社債等の利子） 16－3－41　20－２－６《振替公社債等の運用又は保有》は、法第69条第４項第６号イ《債券の利子等》に規定する債券の範囲について準用する。	（新　設）
（貸付金に準ずるもの） 16－3－42　法第69条第４項第８号《国外において業務を行う者に対する貸付金の利子》に規定する「国外において業務を行う者に対する貸付金」に準ずるものには、国外において業務を行う者に対する債権で次に掲げるようなものが含まれることに留意する。 ⑴　預け金のうち同項第６号ロに規定する預貯金以外のもの ⑵　保証金、敷金その他これらに類する債権 ⑶　前渡金その他これに類する債権 ⑷　他人のために立替払をした場合の立替金 ⑸　取引の対価に係る延払債権 ⑹　保証債務を履行したことに伴って取得した求償権 ⑺　損害賠償金に係る延払債権 ⑻　当座貸越に係る債権	（新　設）
（工業所有権等の意義） 16－3－43　20－３－２《工業所有権等の意義》は、法第69条第４項第９号イ《使用料等》に規定する「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの」（以下16－３－44において「工業所有権等」という。）の意義について準用する。	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（使用料の意義） 16－3－44　法第 69 条第４項第９号イ《使用料等》の 工業所有権等の使用料とは、工業所有権等の実施、使用、採用、提供若しくは伝授又は工業所有権等に係る実施権若しくは使用権の設定、許諾若しくはその譲渡の承諾につき支払を受ける対価の一切をいい、同号ロの著作権の使用料とは、著作物（著作権法第２条第１項第１号《定義》に規定する著作物をいう。以下 16－３－44 において同じ。）の複製、上演、演奏、放送、展示、上映、翻訳、編曲、脚色、映画化その他著作物の利用又は出版権の設定につき支払を受ける対価の一切をいうのであるから、これらの使用料には、契約を締結するに当たって支払を受けるいわゆる頭金、権利金等のほか、これらのものを提供し、又は伝授するために要する費用に充てるものとして支払を受けるものも含まれることに留意する。	（新　設）
（備品の範囲） 16－3－45　令第 145 条の７第１項《国外業務に係る使用料等》に規定する器具及び備品には、美術工芸品、古代の遺物等のほか、観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供される生物が含まれることに留意する。	（新　設）
（利子の範囲） 16－3－46　３－２－１（⑷、⑸及び⑺を除く。）《支払利子の範囲》は、法第 69 条第８項《外国税額の控除》に規定する利子の範囲について準用する。	（新　設）
（外国法人税の換算） 16－3－47　…… ……16－３－47…… ⑴　……	（外国法人税の換算） 16－3－37　…… ……16－３－37…… ⑴　……

改　　正　　後	改　　正　　前
イ　…… ロ　…… ……16－３－47…… (2)　…… (3)　…… (4)　…… （廃　止） （外国法人税を課されたことを証する書類） 16－3－48　……	イ　…… ロ　…… ……16－３－37…… (2)　…… (3)　…… (4)　…… （国外所得金額等の計算の明細書の添付） 16－3－38　内国法人が法第 69 条《外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合には、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に国外所得金額の計算に関する明細を記載した書類を添付するものとする。 （外国法人税を課されたことを証する書類） 16－3－39　……

五　恒久的施設

改　　正　　後	改　　正　　前
（廃　止） （廃　止） （廃　止）	第１節　国内源泉所得 第１款　国内において行う事業の所得 （製造等に当たる行為） 20－１－１　令第 176 条第１項第１号《販売業の所得の源泉地》に規定する「製

改　　正　　後	改　　正　　前
	造、加工、育成その他の価値を増加させるための行為」及び同項第２号に規定する「採取」には、次に掲げるような行為が含まれる。 ⑴　自己の計算において原材料を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋のする行為 ⑵　自己の製造した物品に他から購入した物品等を加えて組立てをし、又は組み合せる行為のうち、その組立てをし、又は組み合わせた物品に自己が製造した旨を表示するなどそれらの行為が製造と認められる程度のものである場合における当該行為 ⑶　動植物を栽培、採取、捕獲、飼育又は養殖（繁殖を含む。）する行為 ⑷　鉱物（土石を含む。）を採掘又は採取する行為
（廃　止）	**（製造等に当たらない行為）** **20－1－2**　令第 176 条第１項第１号《販売業の所得の源泉地》に規定する「製造、加工、育成その他の価値を増加させるための行為」には、次に掲げるような行為は含まれないものとする。 ⑴　一の設備を構成すべき機械若しくは装置又は一の機械を構成すべき部品若しくは附属品を購入して単に取りそろえる行為 ⑵　他から購入した物品に単に手入れ、整理、選別等を行う行為 ⑶　他から購入した物品に自己の商標、ネーム等をちょう付するだけの行為 ⑷　あらかじめ自己の指図により自己の商標、ネーム等を表示することを約して製造させた物品を購入する行為（20－１－１の⑴に掲げる行為に該当するものを除く。）
（廃　止）	**（製造所得と販売所得の区分）** **20－1－3**　令第 176 条第１項第２号《製造業の所得の源泉地》に規定する「国

改　　正　　後	改　　正　　前
	内業務につき生ずべき所得」を計算する場合におけるその計算の基礎となる棚卸資産の通常の取引条件による取引の価格（同項に規定する法人の業務を国内業務と国外業務とに区分し、これらの業務をそれぞれ独立の事業者が行い、かつ、これらの事業者間において通常の取引の条件に従って当該棚卸資産の譲渡が行われたものとした場合のその取引価格をいう。以下 20－１－４において「通常の取引価格」という。）は、当該法人の業種、業態及び当該棚卸資産の性質等に応じ、次に掲げるような価格を参酌して合理的に算定した金額によるものとする。 ⑴　当該棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産につき独立の事業者間において取引が行われたものとした場合に通常成立すると認められる卸売価格 ⑵　当該棚卸資産の他の者に対する譲渡価額からその譲渡のために通常要する販売費及び一般管理費その他の費用の額とその譲渡に係る通常の利潤の額の合計額を控除して計算した価格 ⑶　当該棚卸資産の国内又は国外における製造等の原価の額にその製造等に係る通常の利潤の額を加算して計算した価格
（廃　止）	**（製造所得と販売所得の区分の特例）** **20－１－４**　令第 176 条第１項第２号《製造業の所得の源泉地》に規定する「国内業務につき生ずべき所得」を計算する場合において、その棚卸資産の性質等からみて 20－１－３により当該棚卸資産に係る通常の取引価格を算定することが著しく困難であるため、外国法人が、継続して、当該事業年度における当該棚卸資産の譲渡により生じた所得をその製造等の原価の額とその譲渡に係る業務のために要した販売費及び一般管理費その他の費用の額との比、国内業務に係る資産の価額と国外業務に係る資産の価額との比その他の基準のうちその外国法人の業務の内容等に適合すると認められる合理的な基準によりあん分

改　　正　　後	改　　正　　前
	し、そのあん分された所得をそれぞれその製造等に係る所得又はその譲渡に係る所得としているときは、課税上弊害がない限り、その計算を認める。
（廃　止）	**（本支店間の内部利子等）** 20－1－5　令第 176 条第３項第２号《内部利子等》の規定は、例えば外国法人が本店の事業資金を国内にある支店の事業の用に供し、これにつき本支店間における金銭の貸借であるものとして支店において本店に対する支払利子を計上する場合のように、同号に規定する資産を国内又は国外において行う事業の用に供したことにより本支店間又は支店相互間においていわゆる内部利子、内部使用料等を計上した場合であっても、これらの内部取引からは所得が生じないことを定めたものであることに留意する。
（廃　止）	**（国内にある棚卸資産の譲渡）** 20－1－6　外国法人が譲渡した棚卸資産について令第 176 条第４項第１号《国内における棚卸資産の譲渡》に掲げる事実がある場合には、同項第２号又は第３号に掲げる事実の有無に関係なく、国内において当該棚卸資産の譲渡があったものとされるのであるから、例えば、外国法人の国外にある事業所等が国外においてその譲渡に関する契約を締結するための注文の取得、協議その他その契約締結に至るまでの一切の行為を行った場合であっても、当該外国法人の国内にある事業所等が当該棚卸資産を国内において購入し、これを直接国外の譲受人に送付したようなとき（国内にある事業所等がその送付を他の者に代行させたときを含む。）は、当該棚卸資産の譲渡による所得は、その全部が国内源泉所得となることに留意する。
（廃　止）	**（棚卸資産の購入に関連して受ける割戻し等）**

改　　正　　後	改　　正　　前
	20－1－7　外国法人が国内において購入した棚卸資産のその購入又は移送に関して受ける仕入割戻し、運賃割戻し等は、当該棚卸資産の譲渡により生ずる所得に含まれ、令第178条第５号《国内に源泉がある所得》に掲げる所得には含まれない。
（廃　止）	（国内において行われた契約の締結等） 20－1－8　令第176条第４項第２号又は第３号《契約の締結地等》に規定する契約の締結、契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうち重要な部分が国内において行われた場合には、それらの行為が国内にある事業所等を通じて行われたものであるかどうかを問わず同項の規定を適用する。 ㈜　同項第２号又は第３号に掲げる事実があるかどうかの判定上、これらの号に規定する契約の締結、契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうち重要な部分が外国法人自身によって行われたか又はその代理人等によって行われたかはその判定に関係がないことに留意する。
（廃　止）	第２款　国内にある資産の所得
（廃　止）	（国内にある資産） 20－1－9　法第138条第１号《国内にある資産の所得等》の規定の適用上、外国法人の有する資産（棚卸資産である動産を除く。以下20－１－９において同じ。）が国内にあるかどうかは、令第177条《国内にある資産の所得》に定めるところによるもののほか、おおむね次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に掲げる場所が国内にあるかどうかにより判定する。 ⑴　動産　その所在。ただし、国外又は国内に向けて輸送中の動産については、その目的地とする。

改　　正　　後	改　　正　　前
	⑵　不動産又は不動産の上に存する権利　その不動産の所在 ⑶　登録された船舶又は航空機　その登録機関の所在 ⑷　鉱業権、租鉱権又は採石権（これらの権利に類する権利を含む。）　その権利に係る鉱区又は採石場の所在
（廃　止）	**（振替公社債等）** 20－1－10　令第 177 条第１項第１号《国内にある資産の所得》に掲げる債券には、社債、株式等の振替に関する法律又は廃止前の社債等登録法の規定により振替口座簿に記載若しくは記録又は登録されたため債券の発行されていない公社債が含まれる。
（廃　止）	**（資産の運用又は保有により生ずる所得）** 20－1－11　法第 138 条第１号《国内にある資産の所得等》に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得には、次に掲げるようなものが該当する。 ⑴　公社債を国内において貸し付けた場合の貸付料及び令第 177 条第１項第１号《国内にある資産の所得》に掲げる国債、地方債、債券若しくは資金調達のために発行する約束手形に係る償還差益又は発行差金 ⑵　同項第２号に掲げる債権の利子及び当該債権又は法第 138 条第６号に規定する貸付金に係る債権をその債権金額に満たない価額で取得した場合におけるその満たない部分の金額 ⑶　国内にある供託金について受ける利子 ⑷　個人から受ける動産（当該個人が国内において生活の用に供するものに限る。）の使用料

改　　正　　後	改　　正　　前
（廃　止）	**第３款　人的役務提供事業の所得**
（廃　止）	**（旅費、滞在費等）** 20－1－12　法第 138 条第２号《人的役務提供事業の所得》に掲げる対価には、外国法人が同号に規定する人的役務の提供をするために要する往復の旅費、国内滞在費等の全部又は一部を当該対価の支払者が負担する場合におけるその負担する金額が含まれることに留意する。
（廃　止）	**（芸能人等の役務の提供に係る対価の範囲）** 20－1－13　令第 179 条第１号《人的役務の提供を主たる内容とする事業の範囲》に掲げる芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業に係る法第 138 条第２号《人的役務提供事業の所得》に掲げる対価には、国内において当該事業を行う外国法人が当該芸能人又は職業運動家の実演又は実技、当該実演又は実技の録音、録画につき放送、放映その他これらに類するものの対価として支払を受けるもので、当該実演又は実技に係る役務の提供に対する対価とともに支払を受けるものが含まれる。
（廃　止）	**（機械設備の販売等に付随して行う技術役務の提供）** 20－1－14　令第 179 条第３号《人的役務の提供を主たる内容とする事業の範囲》に規定する「機械設備の販売その他事業を行なう者の主たる業務に附随して行なわれる場合における当該事業」とは、次に掲げるような行為に係る事業をいう。 ⑴　機械設備の販売業者が機械設備の販売に伴いその販売先に対し当該機械設備の据付け、組立て、試運転等のために技術者等を派遣する行為 ⑵　工業所有権、ノーハウ等の権利者がその権利の提供を主たる内容とする業

改　　正　　後	改　　正　　前
	務を行うことに伴いその提供先に対しその権利の実施のために技術者等を派遣する行為 ㈱　本文に掲げるような行為で国内において行われるものから生ずる所得は、法第 138 条第１号《国内において行う事業の所得等》に規定する国内において行う事業から生ずる所得に含まれる。
（廃　止）	**第４款　不動産等の貸付けによる所得**
（廃　止）	**（船舶又は航空機の貸付け）** 20－1－15　法第 138 条第３号《船舶等の貸付けによる所得》に掲げる船舶又は航空機の貸付けによる対価とは、船体又は機体の賃貸借であるいわゆる裸用船（機）契約に基づいて支払を受ける対価をいい、乗組員とともに船体又は機体を利用させるいわゆる定期用船（機）契約又は航海用船（機）契約に基づいて支払を受ける対価は、これに該当しない。 ㈱１　いわゆる定期用船（機）契約又は航海用船（機）契約に基づいて支払を受ける用船料は、運送の事業により生ずる所得に該当するものとし、当該用船料に係る所得のうち国内業務について生ずべき所得の区分は、令第 176 条第１項第４号《国際運輸業の所得の源泉地》の規定による。 ２　外国法人が居住者又は内国法人に対する船舶又は航空機の貸付け（いわゆる裸用船（機）契約によるものに限る。）に基づいて支払を受ける対価は、たとえ当該居住者又は内国法人がその貸付けを受けた船舶又は航空機を専ら国外において事業の用に供する場合であっても、法第 138 条第３号に掲げる国内源泉所得に該当することに留意する。
（廃　止）	**（船舶等の貸付けに伴う技術指導等の対価）**

改　　正　　後	改　　正　　前
	20－1－16　外国法人が法第 138 条第３号《船舶等の貸付けによる所得》に規定する船舶又は航空機の貸付けをしたことに伴い、当該船舶又は航空機の運航又は整備に必要な技術指導をするための役務の提供を行った場合には、その貸付けに係る契約書等においてその貸付けに係る対価の額と当該役務の提供に係る対価の額とが明確に区分されているときを除き、その対価の額の全部が船舶又は航空機の貸付けによる対価の額に該当するものとする。
（廃　止）	**第５款　債券の利子等**
（廃　止）	**（振替公社債等）** 20－1－17　20－１－10 は、法第 138 条第４号イ《債券の利子等の所得》に掲げる債券の範囲について準用する。
（廃　止）	**第６款　貸付金利子の所得**
（廃　止）	**（国内業務に係る貸付金の利子）** 20－1－18　次に掲げる貸付金の利子は、その貸付けを受けた者の国外において行う業務に係るものであることが明らかなものを除き、原則として法第 138 条第６号《貸付金利子の所得》に規定する貸付金の利子に該当するものとして取り扱う。 ⑴　居住者又は内国法人の国内にある事業所等に対して提供された貸付金の利子 ⑵　国内において業務を行う非居住者又は外国法人に対して提供された貸付金の利子で、次のいずれかに該当するもの イ　国内にある事業所等を通じて提供された貸付金の利子

改　　正　　後	改　　正　　前
	ロ　当該非居住者又は外国法人の国内源泉所得に係る所得の金額の計算上必要経費又は損金の額に算入されるもの ㈱　本文の取扱いによっては同号に規定する貸付金の利子に該当しない利子であっても、令第 176 条第５項《国際投資業の所得の源泉地》に規定する所得に該当するものは、国内源泉所得となることに留意する。
（廃　止）	**（貸付金に準ずるもの）** 20－1－19　国内において業務を行う者に対する債権で次に掲げるようなものは、法第 138 条第６号括弧書《貸付金利子の所得》に規定する「これに準ずるもの」に該当することに留意する。 ⑴　預け金のうち同条第４号ハ《預貯金の利子等の所得》に掲げる預貯金以外のもの ⑵　保証金、敷金その他これらに類する債権 ⑶　前渡金その他これに類する債権 ⑷　他人のために立替払をした場合の立替金 ⑸　取引の対価に係る延払債権 ⑹　保証債務を履行したことに伴って取得した求償権 ⑺　損害賠償金に係る延払債権 ⑻　当座貸越に係る債権
（廃　止）	**第７款　使用料等の所得**
（廃　止）	**（国内業務に係る使用料等）** 20－1－20　次に掲げる資産の使用料又は対価は、その提供を受けた者の国外において行う業務に係るものであることが明らかなものを除き、原則として法第

改　　正　　後	改　　正　　前
	138条第７号《使用料等の所得》に規定する使用料又は対価に該当するものとして取り扱う。 ⑴　居住者又は内国法人の国内にある事業所等に対して提供された同号イからハまでに掲げる資産の使用料又は対価 ⑵　国内において業務を行う非居住者又は外国法人に対して提供された当該資産の使用料又は対価で、次のいずれかに該当するもの イ　国内にある事業所等を通じて提供された資産の使用料又は対価 ロ　当該非居住者又は外国法人の国内源泉所得に係る所得の金額の計算上必要経費又は損金の額に算入されるもの ㈱　例えば、外国法人が居住者又は内国法人に提供した工業所有権が国外において業務を行う他の者（以下20－１－20において「再実施権者」という。）の当該国外における業務の用に提供されることにより当該外国法人が当該居住者又は内国法人から支払を受ける使用料の額のうち、再実施権者の使用に係る部分の使用料の額（その支払を受ける使用料の額が当該居住者又は内国法人が再実施権者から受領する使用料の額を超える場合には、その居住者又は内国法人が受領する使用料の額に達するまでの部分の金額に限る。）は、本文の「国外において行う業務に係るものであることが明らかなもの」に該当する。
（廃　止）	**（工業所有権等の意義）** 20－1－21　法第 138 条第７号イ《使用料等の所得》の「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの」（以下20－１－23までにおいて「工業所有権等」という。）とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の工業所有権及びその実施権等のほか、これらの権利の目的にはなっていないが、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形

改　　正　　後	改　　正　　前
	成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノーハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、海外における技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない。
（廃　止）	**（使用料の意義）** 20－1－22　法第 138 条第７号イ《使用料等の所得》の工業所有権等の使用料とは、工業所有権等の実施、使用、採用、提供若しくは伝授又は工業所有権等に係る実施権若しくは使用権の設定、許諾若しくはその譲渡の承諾につき支払を受ける対価の一切をいい、同号ロの著作権の使用料とは、著作物（著作権法第２条第１項第１号《定義》に規定する著作物をいう。以下 20－１－22 において同じ。）の複製、上演、演奏、放送、展示、上映、翻訳、編曲、脚色、映画化その他著作物の利用又は出版権の設定につき支払を受ける対価の一切をいうのであるから、これらの使用料には、契約を締結するに当たって支払を受けるいわゆる頭金、権利金等のほか、これらのものを提供し、又は伝授するために要する費用に充てるものとして支払を受けるものも含まれることに留意する。
（廃　止）	**（人的役務等の提供の対価と使用料との区分）** 20－1－23　工業所有権等を提供し又は伝授するために図面、型紙、見本等の物又は人的役務を提供し、かつ、その提供又は伝授の対価の全てをその提供した物又は人的役務の提供の対価として支払を受ける場合には、当該対価として支払を受けるもののうち、次のいずれかに該当するものは法第 138 条第７号イ《使

改　　正　　後	改　　正　　前
	用料等の所得》に掲げる使用料に該当するものとし、その他のものは当該物又は人的役務の提供の対価に該当するものとする。 ⑴　当該対価として支払を受ける金額が、その提供し又は伝授した工業所有権等を使用した回数、期間、生産高又はその使用による利益の額に応じて算定されるもの ⑵　⑴に掲げるもののほか、当該対価として支払を受ける金額が、当該図面その他の物の作成又は当該人的役務の提供のために要した経費の額に通常の利潤の額を加算した金額に相当する金額を超えるもの ㈱　本文により物又は人的役務の提供の対価に該当するものは、通常その図面等が作成され、又は人的役務の提供が行われた場所に源泉がある所得となる。 なお、これらの所得のうち国内源泉所得となるものは、同条第１号又は第２号に掲げる所得に該当する。
（廃　止）	**（備品の範囲）** 20－1－24　令第 181 条第１項《国内業務に係る使用料等》に規定する器具及び備品には、美術工芸品、古代の遺物等のほか、観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供される生物が含まれることに留意する。
（廃　止）	**第８款　その他**
（廃　止）	**（損害賠償金等）** 20－1－25　法第 138 条第２号から第 11 号まで《国内源泉所得》に掲げる対価、利子、使用料等（以下 20－１－25 において「対価等」という。）には、これらの対価等に代わる性質を有する損害賠償金その他これに類するもの（債務の履行遅滞による損害金を含む。）が含まれるものとする。

改　　正　　後	改　　正　　前
第１節　恒久的施設	（新　設）
第１款　外国法人の国内にある支店等	（新　設）
（支店、出張所等に準ずるもの） 20－1－1　令第４条の４第１項第３号《支店その他事業を行う一定の場所》に掲げる「前二号に掲げる場所に準ずるもの」には、農園、養殖場、植林地、貸ビル等のほか、外国法人が国内においてその事業活動の拠点としているホテルの一室、展示即売場その他これらに類する場所が含まれる。	（新　設）
第２款　外国法人の国内にある建設作業場	（新　設）
（１年を超える建設等） 20－1－2　法第２条第 12 号の 18 ロ《外国法人の国内にある建設作業場》の建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供（以下20－１－２において「建設等」という。）で１年を超えて行われるものには、次に掲げるものが含まれる。 ⑴　建設等に要する期間が１年を超えることが契約等からみて明らかであるもの ⑵　一の契約に基づく建設等に要する期間が１年以下であっても、これに引き続いて他の契約等に基づく建設等を行い、これらの建設等に要する期間を通算すると１年を超えることになるもの ㈱　建設等は、その建設等を独立した事業として行うものに限られないのであるから、例えば、外国法人が機械設備等を販売したことに伴う据付工事等で	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
あっても当該建設等に該当することに留意する。	
第３款　外国法人が国内に置く代理人等	（新　設）
（独立代理人に該当する者） 20－1－3　令第４条の４第３項各号《外国法人の置く代理人等》に掲げる者から除かれる「その者が、その事業に係る業務を、当該各号に規定する外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者」とは、次に掲げる要件のいずれも満たす者をいうことに留意する。 ⑴　代理人として当該業務を行う上で、詳細な指示や包括的な支配を受けず、十分な裁量権を有するなど本人である外国法人から法的に独立していること。 ⑵　当該業務に係る技能と知識の利用を通じてリスクを負担し、報酬を受領するなど本人である外国法人から経済的に独立していること。 ⑶　代理人として当該業務を行う際に、代理人自らが通常行う業務の方法又は過程において行うこと。	（新　設）
（常習代理人の範囲） 20－1－4　令第４条の４第３項第１号《常習代理人》に掲げる「外国法人のために、その事業に関し契約（……）を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者」（以下20－１－６までにおいて「常習代理人」という。）には、契約書に調印する権限は与えられていないが、契約内容につき実質的に合意する権限を与えられている者が含まれる。 ㈜　常習代理人は、特定の外国法人のためにのみ同号に規定する権限を行使する者に限られないことに留意する。	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（継続的に又は反復して行使することの意義） 20－1－5　令第４条の４第３項第１号《常習代理人》に掲げる常習代理人には、長期の代理契約に基づいて外国法人のために同号に規定する権限を行使する者のほか、個々の代理契約は短期的であるが、２以上の代理契約に基づいて継続的に又は反復して一の外国法人のために当該権限を行使する者が含まれる。	（新　設）
（常習代理人から除かれる者） 20－1－6　令第４条の４第３項第１号《常習代理人》に掲げる常習代理人から除かれる「その外国法人の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づきその外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行う者」には、国際運輸業を営む航空会社が国際航空運送協会（ＩＡＴＡ）に加盟するなど国際的運航協約により相互に他の加盟航空会社の代理店として運送契約の締結を行っている場合における当該航空会社が該当する。 ㈱　主として国内において運送業（運送取扱業を含む。）を営む者が国際運輸業を営む特定の外国法人との契約に基づき当該外国法人のために同号に規定する権限を行使する場合には、当該者は常習代理人から除かれる者には該当しないことに留意する。	（新　設）
（在庫代理人の範囲） 20－1－7　令第４条の４第３項第２号《在庫代理人》に掲げる「外国法人のために、……資産を保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者」には、例えば、石油販売業を営む外国法人のために常時国内の空港において航	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
空燃料を保管し、当該外国法人との間で燃料の供給契約を締結している航空会社に対し、その要求に応じて随時給油を行う者が該当する。	

六　国内源泉所得

改　　正　　後	改　　正　　前
第２節　国内源泉所得	**第２節　課税標準**
（廃　止）	**第１款　国内に支店等を有する外国法人**
（廃　止）	**（支店、出張所等に準ずるもの）** 20－2－1　令第185条第１項第３号《支店その他事業を行う一定の場所》の「前二号に掲げる場所に準ずるもの」には、農園、養殖場、植林地、貸ビル等のほか、外国法人が国内においてその事業活動の拠点としているホテルの一室、展示即売場その他これらに類する場所が含まれる。
（廃　止）	**第２款　国内において長期建設作業等を行う外国法人**
（廃　止）	**（１年を超える建設作業等）** 20－2－2　外国法人が国内において行う法第141条第２号《国内において長期建設作業等を行う外国法人》に規定する建設作業等が次に掲げる場合に該当する場合には、同号の規定の適用上、当該建設作業等は１年を超えて行われているものとする。 (1)　その建設作業等に要する期間が１年を超えることが契約等からみて明らか

改　　正　　後	改　　正　　前
	である場合 ⑵　一の契約に基づく建設作業等に要する期間が１年以下である場合であっても、これに引き続いて他の契約等に基づく建設作業等を行い、これらの建設作業等に要する期間が通算して１年を超えるとき
（廃　止）	**（機械設備等の販売に伴う据付工事等）** **20－2－3**　法第 141 条第２号《国内において長期建設作業等を行う外国法人》に規定する建設作業等は、その建設作業等を独立した事業として行うものに限られないのであるから、例えば外国法人が機械設備等を販売したことに伴いその据付工事等を国内において行う場合において、その据付工事等に通常要する期間が１年を超えるときは、当該外国法人は同号に掲げる外国法人に該当することに留意する。
（廃　止）	**（建設作業等に係る事業に帰せられる所得）** **20－2－4**　法第 141 条第２号ロ《国内において長期建設作業等を行う外国法人》の「国内において行なう建設作業等に係る事業に帰せられる所得」には、例えば次に掲げるような所得が該当する。 ⑴　当該事業に係る資金の運用として国内において行う有価証券の保有、預貯金の預入れ又は金銭の貸付けにより生ずる所得 ⑵　当該事業の遂行に関連して国内において下請業者等に工業所有権等を提供し、又は機械装置等を貸し付けることにより生ずる所得
（廃　止）	**第３款　国内に代理人等を置く外国法人**
（廃　止）	**（独立代理人に該当する者）**

改　　正　　後	改　　正　　前
	20－2－5　令第186条《外国法人の置く代理人等》の「その者が、その事業に係る業務を、当該各号に規定する外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者」とは、次に掲げる要件のいずれも満たす者をいうことに留意する。 ⑴　代理人として当該業務を行う上で、詳細な指示や包括的な支配を受けず、十分な裁量権を有するなど本人である外国法人から法的に独立していること。 ⑵　当該業務に係る技能と知識の利用を通じてリスクを負担し、報酬を受領するなど本人である外国法人から経済的に独立していること。 ⑶　代理人として当該業務を行う際に、代理人自らが通常行う業務の方法又は過程において行うこと。
（廃　止）	**（常習代理人の範囲）** 20－2－5の2　令第186条第1号《常習代理人》の「外国法人のために、……契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する者」（以下20－2－7までにおいて「常習代理人」という。）には、契約書に調印する権限は与えられていないが、契約内容につき実質的に合意する権限を与えられている者が含まれる。 ㈱　常習代理人は、特定の外国法人のためにのみ同号に規定する権限を行使する者に限られないことに留意する。
（廃　止）	**（常習的に行使することの意義）** 20－2－6　令第186条第1号《常習代理人》の常習代理人には、長期の代理契約に基づいて外国法人のために同号に規定する権限を行使する者のほか、個々の代理契約は短期的であるが、2以上の代理契約に基づいて反復又は継続して一

改　　正　　後	改　　正　　前
	の外国法人のために当該権限を行使する者が含まれる。
（廃　止）	**（常習代理人から除かれる者）** 20－2－7　令第186条第1号《常習代理人》括弧書の「その外国法人の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づきその外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行なう者」には、国際運輸業を営む航空会社が国際航空運送協会（ＩＡＴＡ）に加盟するなど国際的運航協約により相互に他の加盟航空会社の代理店として運送契約の締結を行っている場合における当該航空会社が該当する。 ㊟　主として国内において運送業（運送取扱業を含む。）を営む者が国際運輸業を営む特定の外国法人との契約に基づき当該外国法人のために同号に規定する権限を行使する場合には、当該者は同号括弧書に規定する者には該当しないことに留意する。
（廃　止）	**（在庫代理人の範囲）** 20－2－8　令第186条第2号《在庫代理人》の「外国法人のために、……資産を保管し、……顧客の要求に応じて引き渡す者」には、例えば、石油販売業を営む外国法人のために常時国内の空港において航空燃料を保管し、当該外国法人との間で燃料の供給契約を締結している航空会社に対し、その要求に応じて随時給油を行う者が該当する。
（廃　止）	**（代理人等を通じて行う事業に帰せられる所得）** 20－2－9　20－2－4は、法第141条第3号《国内に代理人等を置く外国法人》に掲げる外国法人の同号ロの規定の適用について準用する。

改　　正　　後	改　　正　　前
第１款　恒久的施設帰属所得	（新　設）
（恒久的施設帰属所得の認識に当たり勘案されるその他の状況） 20－２－１　恒久的施設を有する外国法人の法第 138 条第１項第１号(《恒久的施設帰属所得》)に掲げる国内源泉所得（同条第３項の規定により同号に掲げる所得とされるものを除く。以下 20－２－２において「恒久的施設帰属所得」という。）の認識に当たり勘案される同号に規定する「その他の状況」には、恒久的施設に帰せられるリスク及び恒久的施設に帰せられる外部取引が含まれることに留意する。 (注)１　リスクとは、為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。以下この章において同じ。 ２　リスクの引受け又はリスクの管理に関する人的機能を恒久的施設が果たす場合には、当該リスクは当該恒久的施設に帰せられる。 ３　外部取引とは、恒久的施設を有する外国法人が他の者との間で行った取引をいう。以下 20－２－２において同じ。	（新　設）
（恒久的施設帰属所得の認識） 20－２－２　恒久的施設帰属所得は、外国法人の恒久的施設及びその本店等（法第 138 条第１項第１号(《恒久的施設帰属所得》)に規定する本店等をいう。以下この章において同じ。）が果たす機能（リスクの引受け又はリスクの管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。以下 20－２－２において同じ。）並びに当該恒久的施設及びその本店等に関する事実の分析を行うことにより、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設に帰せられるリスク、当該恒久的施設において使用する資産、当該恒久的施設に帰せられる	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
外部取引、内部取引（同号に規定する内部取引をいう。以下この章において同じ。）その他の恒久的施設帰属所得の認識に影響を与える状況を特定し、これらの状況を総合的に勘案して認識する。この場合において、当該機能及び当該事実の分析は、当該外国法人が行った外部取引ごと又は当該恒久的施設とその本店等との間で行われた資産の移転、役務の提供等の事実ごとに、かつ、当該恒久的施設が当該外国法人から独立して事業を行う事業者であるものとして行うことに留意する。	
（恒久的施設が果たす機能の範囲） 20－2－3　法第138条第1項第1号((恒久的施設帰属所得))に規定する「恒久的施設が果たす機能」には、恒久的施設が果たすリスクの引受け又はリスクの管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能、研究開発に係る人的機能、製造に係る人的機能、販売に係る人的機能、役務提供に係る人的機能等が含まれることに留意する。 (注)　本文の「恒久的施設が果たすリスクの引受け又はリスクの管理に関する人的機能」とは、当該恒久的施設を通じて行う事業に従事する者が行うリスクの引受け又はリスクの管理に関する積極的な意思決定が必要とされる活動をいう。	（新　設）
（恒久的施設において使用する資産の範囲） 20－2－4　法第138条第1項第1号((恒久的施設帰属所得))に規定する「恒久的施設において使用する資産」には、20－5－21の判定により恒久的施設に帰せられることとなる資産のほか、例えば、賃借している固定資産（令第13条第8号イからツまで((減価償却資産の範囲))に掲げる無形固定資産を除く。）、使用許諾を受けた無形資産（令第183条第3項第1号イからハまで((租税条約に異な	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
る定めがある場合の国内源泉所得))に掲げるもののほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。）等で当該恒久的施設において使用するものが含まれることに留意する。 (注)　本文の「賃借」及び「使用許諾」には、賃借及び使用許諾に相当する内部取引が含まれる。	
第２款　国内にある資産の所得	**第４款　国内に恒久的施設を有しない外国法人**
（国内にある資産） **20－2－5**　法第 138 条第１項第２号又は第３号《国内にある資産の所得》の規定の適用上、外国法人の有する資産（棚卸資産である動産を除く。以下 20－２－５において同じ。）が国内にあるかどうかは、令第 177 条《国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得》又 は 令第 178 条《国内にある資産の譲渡により生ずる所得》に定めるところによるもののほか、おおむね次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に掲げる場所が国内にあるかどうかにより判定する。 (1)　動産　その所在地。ただし、国外又は国内に向けて輸送中の動産については、その目的地とする。 (2)　不動産又は不動産の上に存する権利　その不動産の所在地 (3)　登録された船舶又は航空機　その登録機関の所在地 (4)　鉱業権、租鉱権又は採石権（これらの権利に類する権利を含む。）　その権利に係る鉱区又は採石場の所在地	（新　設）
（振替公社債等の運用又は保有） **20－2－6**　令第 177 条第１号《国内にある資産の運用又は保有により生ずる所	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
得》に掲げる債券には、社債、株式等の振替に関する法律又は廃止前の社債等登録法の規定により振替口座簿に記載若しくは記録又は登録されたため債券の発行されていない公社債が含まれる。	
（資産の運用又は保有により生ずる所得） 20－2－7　法第 138 条第１項第２号《国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得》に掲げる所得には、次のようなものが該当する。 ⑴　公社債を国内において貸し付けた場合の貸付料及び令第 177 条第１号《国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得》に掲げる国債、地方債、債券若しくは資金調達のために発行する約束手形に係る償還差益又は発行差金 ⑵　同条第２号に掲げる債権の利子及び当該債権又は所得税法第 161 条第１項第 10 号《国内において業務を行う者に対する貸付金の利子》に規定する貸付金に係る債権をその債権金額に満たない価額で取得した場合におけるその満たない部分の金額 ⑶　国内にある供託金について受ける利子 ⑷　個人から受ける動産（当該個人が国内において生活の用に供するものに限る。）の使用料	（新　設）
（その他これに準ずる関係のある者の範囲） 20－2－8　……令第178条第４項第２号及び第10項第２号……	（その他これに準ずる関係のある者の範囲） 20－2－10　……令第187条第４項第２号及び第10項第２号……
（特殊関係株主等が譲渡した発行済株式又は出資の総数又は総額に占める割合の判定時期） 20－2－9　令第 178 条第６項第２号……	（特殊関係株主等が譲渡した発行済株式又は出資の総数又は総額に占める割合の判定時期） 20－2－11　令第 187 条第６項第２号……

改　　正　　後	改　　正　　前
第３款　人的役務提供事業の所得	（新　設）
（旅費、滞在費等） 20－2－10　法第 138 条第１項第４号《人的役務提供事業の所得》に掲げる対価には、外国法人が同号に規定する人的役務の提供をするために要する往復の旅費、国内滞在費等の全部又は一部を当該対価の支払者が負担する場合におけるその負担する金額が含まれることに留意する。	（新　設）
（芸能人等の役務の提供に係る対価の範囲） 20－2－11　令第 179 条第１号《人的役務の提供を主たる内容とする事業の範囲》に掲げる芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業に係る法第 138 条第１項第４号《人的役務提供事業の所得》に掲げる対価には、国内において当該事業を行う外国法人が当該芸能人又は職業運動家の実演又は実技、当該実演又は実技の録音、録画につき放送、放映その他これらに類するものの対価として支払を受けるもので、当該実演又は実技に係る役務の提供に対する対価とともに支払を受けるものが含まれる。	（新　設）
（機械設備の販売等に付随して行う技術役務の提供） 20－2－12　令第 179 条第３号《人的役務の提供を主たる内容とする事業の範囲》に掲げる「科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別の技能を有する者の当該知識又は技能を活用して行う役務の提供を主たる内容とする事業」から除かれる「機械設備の販売その他事業を行う者の主たる業務に付随して行われる場合における当該事業」とは、次に掲げるような行為に係る事業をいう。	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
⑴　機械設備の販売業者が機械設備の販売に伴いその販売先に対し当該機械設備の据付け、組立て、試運転等のために技術者等を派遣する行為 ⑵　工業所有権、ノーハウ等の権利者がその権利の提供を主たる内容とする業務を行うことに伴いその提供先に対しその権利の実施のために技術者等を派遣する行為	
第４款　不動産等の貸付けによる所得	（新　設）
（船舶又は航空機の貸付け） 20－2－13　法第 138 条第１項第５号《船舶等の貸付けによる所得》に掲げる船舶又は航空機の貸付けによる対価とは、船体又は機体の賃貸借であるいわゆる裸用船（機）契約に基づいて支払を受ける対価をいい、乗組員とともに船体又は機体を利用させるいわゆる定期用船（機）契約又は航海用船（機）契約に基づいて支払を受ける対価は、これに該当しない。 ㈱１　恒久的施設を有する外国法人のいわゆる定期用船（機）契約又は航海用船（機）契約に基づいて支払を受ける対価は、同条第３項の運送の事業に係る所得に該当する。 ２　外国法人が居住者又は内国法人に対する船舶又は航空機の貸付け（いわゆる裸用船（機）契約によるものに限る。）に基づいて支払を受ける対価は、たとえ当該居住者又は内国法人が当該貸付けを受けた船舶又は航空機を専ら国外において事業の用に供する場合であっても、同号に掲げる国内源泉所得に該当することに留意する。	（新　設）
（船舶等の貸付けに伴う技術指導等の対価） 20－2－14　外国法人が法第 138 条第１項第５号《船舶等の貸付けによる所得》	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
に規定する船舶又は航空機の貸付けをしたことに伴い、当該船舶又は航空機の運航又は整備に必要な技術指導をするための役務の提供を行った場合には、当該貸付けに係る契約書等において当該貸付けに係る対価の額と当該役務の提供に係る対価の額とが明確に区分されているときを除き、その対価の額の全部が船舶又は航空機の貸付けによる対価の額に該当するものとする。	

改　　正　　後	改　　正　　前
（廃　止）	**（外国法人に対する法人税及び源泉所得税の課税関係）** 20－2－12　外国法人に対する法人税及び源泉徴収に係る所得税の課税関係の概要は、次のとおりである。

国内源泉所得の種類 ＼ 外国法人の区分		国内に支店等を有する外国法人（法141一）	国内において長期建設作業等を行う外国法人又は国内に代理人等を置く外国法人（法141二、三）	左のいずれにも該当しない外国法人（法141四）	所得税の源泉徴収
事業の所得	法138一				無(注)
資産の運用又は保有による所得	法138一				
資産の譲渡による所得	法138一			不動産の譲渡による所得及び令187①一～五に掲げる所得	
その他の国内源泉所得（令178に掲げるもの）	法138一				
人的役務提供事業の所得	法138二				有
不動産等の貸付けによる所得	法138三				
債券、預貯金等の利子等の所得	法138四		国内において行う事業に帰せられる所得	源泉所得税（分離課税）	
配当等の所得	法138五				
貸付金利子等の所得	法138六				
使用料等の所得	法138七				
広告宣伝の賞金の所得	法138八				
生命保険契約に基づく年金等の所得	法138九				
定期積金又は相互掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、貴金属等の売戻条件付売買に基づく利益、外貨建預貯金の為替差益及び一時払養老保険等に基づく差益	法138十				
匿名組合契約等に基づく利益分配の所得	法138十一				

(注)1　■の部分が法人税の課税範囲である。
2　事業の所得のうち組合事業から生ずる利益の配分については、所得税の源泉徴収が行われる。
3　資産の譲渡による所得のうち、国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物の譲渡による対価（所得税法施行令第281条の３に規定するものを除く。）については、所得税の源泉徴収が行われる。

改　　正　　後	改　　正　　前
（損害賠償金等） 20－2－15　法第 138 条第１項第４号及び第５号《国内源泉所得》に掲げる対価には、これらの対価に代わる性質を有する損害賠償金その他これに類するもの（債務の履行遅滞による損害金を含む。）が含まれることに留意する。	（新　設）

七　租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得

改　　正　　後	改　　正　　前
（廃　止）	第３節　国内源泉所得に係る所得の金額の計算
（廃　止）	第１款　通則
（廃　止）	（外国法人における損金経理等） 20－3－1　外国法人がその国内源泉所得に係る所得の金額を計算する場合において、例えば減価償却費、引当金又は準備金の繰入額等の損金算入、延払基準の方法による収益及び費用の計上のように法又は措置法の規定により確定した決算において経理することを要件として適用することとされているものについては、当該外国法人が国内において行う事業等に関して作成する帳簿並びに当該帳簿に基づいて作成する規則第 61 条第２項第１号《外国法人の申告書の添付書類》に規定する貸借対照表及び損益計算書に計上することをもってその要件を満たすものとして取り扱う。
（廃　止）	第２款　損金の額の計算

改　　正　　後	改　　正　　前
（廃　止）	**（国際海上運輸業における運送原価の計算）** **20－3－2**　16－３－11《国際海上運輸業における運送原価の配賦》は、国内及び国外にわたって船舶による運送の事業を営む外国法人の当該事業年度の国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入される運送の原価の額の計算について準用する。
（廃　止）	**（固定資産の譲渡の場合に損金の額に算入する金額）** **20－3－3**　外国法人の国内源泉所得に係る所得が国内にある固定資産の処分により生じたものである場合には、その譲渡原価並びに当該事業年度において当該資産の処分及び保有のために直接要した費用（当該固定資産につき生じた損失を含む。）以外の費用及び損失の額は、当該事業年度の当該国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入しないものとする。
（廃　止）	**（損金の額に算入される販売費、一般管理費等の範囲）** **20－3－4**　外国法人の各事業年度の国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入される販売費、一般管理費その他の費用（以下20－３－４において「販売費等」という。）の額は、当該外国法人の国内源泉所得を生ずべき業務（以下20－３－12までにおいて「国内業務」という。）に関連して生じたものである限り、国内又は国外のいずれにおいて支出されたものであるかを問わないのであるが、国内において支出された販売費等であっても、次に掲げるような国内業務に該当しない行為に関連して生じた費用の額は、当該外国法人の国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されないことに留意する。 (1)　専ら国外の事業所等のために国内において資産を購入し、又は保管する行

改　　正　　後	改　　正　　前
	為 ⑵　専ら国外の事業所等のために国内において行う広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行にとって補助的な機能を有するにすぎない行為
（廃　止）	**（販売費、一般管理費等の配賦）** 20－3－5　外国法人の当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用のうち国内業務とその他の業務との双方に関連して生じたものの額を令第 188 条第１項第１号《外国法人の販売費、一般管理費等の配分》の規定により当該国内業務とその他の業務とに配分する場合において、個々の費目ごとにその計算をすることが困難であると認められるときは、原則として 16－３－12 及び 16－３－13《販売費、一般管理費等の配賦等》の取扱いに準じてその計算をするものとする。
（廃　止）	**（在外資産の減価償却費等）** 20－3－6　外国法人が、国外に有する減価償却資産に係る償却費の額のうち国内業務に係る部分の金額を令第 188 条第１項第１号《外国法人の販売費、一般管理費等の配分》の規定又は 20－３－５により当該国内業務に配分する場合において、その配分の基礎となる償却費の額につき当該外国法人の本店又は主たる事務所の所在する国の法人税に相当する税（以下 20－３－６において「外国法人税」という。）に関する法令（当該外国法人税に関する法令が２以上ある場合には、そのうち主たる外国法人税に関する法令とする。）の規定の適用上認められている方法により計算しているときは、これを認める。ただし、当該償却費の額がその減価償却資産の取得価額を各事業年度の償却限度額として償却する方法により計算されたものである場合には、当該償却費の額のうち法第

改　　正　　後	改　　正　　前
	31 条《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》の規定の例によるものとした場合に損金の額に算入されることとなる金額を超える部分の金額については、この限りでない。 外国法人が国外において支出した費用で繰延資産となるべきものの償却費の額の計算についても、同様とする。
（廃　止）	**（外国法人の総資産価額等の計算）** 20－3－7　外国法人につき法第 37 条《寄附金の損金不算入》の規定を準用する場合における令第 188 条第１項第８号《外国法人の寄附金の損金不算入》の規定の適用については、次のことは次による。 ⑴　同号に規定する「その外国法人の総資産の価額」は、当該事業年度の決算に基づく貸借対照表に計上されている外国通貨表示の金額を当該事業年度終了の日の 13 の２－１－２《外貨建取引及び発生時換算法の円換算》に定める電信売買相場の仲値（以下 20－３－14 までにおいて「電信売買相場の仲値」という。）により換算した円換算額による。ただし、当該事業年度の確定申告書の提出期限までに本店の決算が確定しないことが常態であると認められる場合には、当該事業年度の直前の事業年度の決算に基づく貸借対照表に計上されている金額が当該事業年度の当該金額であるものとしてこれによることができる。 ⑵　同号に規定する「国内にある総資産の価額」は、当該事業年度終了の時における税務計算上の帳簿価額による。
（廃　止）	**（国内業務を廃止した場合の事業税及び地方法人特別税の特例）** 20－3－8　外国法人が国内業務の全部を廃止した場合には、その廃止をした日の属する事業年度（以下 20－３－８において「国内業務廃止年度」という。）

改　　正　　後	改　　正　　前
	に課される事業税の額及び地方法人特別税の額については、９－５－１及び９－５－２《租税の損金算入の時期等》にかかわらず、当該国内業務廃止年度の損金の額に算入することができる。この場合において、その損金の額に算入する事業税の額（以下20－３－８において「事業税の課税見込額」という。）及び地方法人特別税の額は、次に掲げる区分に応じ、次の金額とする。 ⑴　地方税法第 72 条の２第１項第１号ロに規定する法人　次の算式により計算した金額に、当該金額に地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下20－３－８において「暫定措置法」という。）第９条《税額の計算》に規定する税率を乗じて計算した金額を加算した金額 （算式） $\frac{\text{当該国内業務廃止年度の所得割の課税標準となる所得金額（事業税の課税見込額を損金の額に算入しないで計算した場合の金額とする。以下同じ。）}}{\text{１＋所得割の税率}} \times \text{所得割の税率}$ ⑵　地方税法第72条の２第１項第１号イに規定する法人 イ　当該国内業務廃止年度において所得割の課税見込額が生じる場合　当該国内業務廃止年度に係る事業税の課税見込額として(ｲ)から(ﾊ)までの算式により計算した金額の合計額に、(ﾊ)の算式により計算した金額に暫定措置法第９条に規定する税率を乗じて計算した金額を加算した金額 (ｲ)　資本割の課税見込額 （算式） 地方税法第72条の22第２項に規定する外国法人の資本割の課税標準額 × 資本割の税率 (ﾛ)　付加価値割の課税見込額 （算式）

改　　正　　後	改　　正　　前
	$$\frac{\left(\text{収益配分額}+\text{単年度損益}-\text{資本割の課税見込額}-\left(\text{所得金額}-\text{資本割の課税見込額}\right)\times\frac{\text{所得割の税率}}{1+\text{所得割の税率}}\right)\times\text{付加価値割の税率}}{1+\text{付加価値割の税率}-\frac{\text{所得割の税率}\times\text{付加価値割の税率}}{1+\text{所得割の税率}}}$$
	㈠　所得割の課税見込額
	（算式）
	$$\frac{\left(\text{所得金額}-\text{資本割の課税見込額}-\text{付加価値割の課税見込額}\right)\times\text{所得割の税率}}{1+\text{所得割の税率}}$$
	ロ　当該国内業務廃止年度において所得割の課税見込額が生じない場合　当該国内業務廃止年度に係る事業税の課税見込額として㈠及び㈡の算式により計算した金額の合計額
	㈠　資本割の課税見込額
	（算式）
	地方税法第72条の22第２項に規定する外国法人の資本割の課税標準額 × 資本割の税率
	㈡　付加価値割の課税見込額
	（算式）
	$$\frac{\left(\text{収益配分額}+\left(\text{単年度損益}-\text{資本割の課税見込額}\right)\right)\times\text{付加価値割の税率}}{1+\text{付加価値割の税率}}$$

改　　正　　後	改　　正　　前
	㈱１　所得割とは、地方税法第72条の12第１号ハに規定する所得割をいう。 ２　資本割とは、地方税法第72条の12第１号ロに規定する資本割をいう。 ３　付加価値割とは、地方税法第72条の12第１号イに規定する付加価値割をいう。 ４　収益配分額とは、地方税法第72条の14に規定する収益配分額をいう。 ５　単年度損益とは、地方税法第72条の18に規定する単年度損益をいい、単年度損益の額は、事業税の課税見込額を損金の額に算入しないで計算した金額とする。
（廃　止）	**（損金の額に算入される貸倒損失等）** 20－3－9　外国法人の国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入する貸倒損失の額は、原則として当該外国法人の国内にある事業所等に属する金銭債権について生じたものに限るものとする。 外国法人の有する外貨建資産等（法第61条の９第１項《外貨建資産等の換算額》に規定する外貨建資産等をいう。）について生じた為替差損についても、同様とする。
（廃　止）	**（租税条約等により法人税が課されない所得に係る欠損金）** 20－3－10　外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律第１条《所得税又は法人税の非課税》の規定又は租税条約により法人税が課されないこととされている所得について欠損金額が生じた場合においても、当該欠損金額は当該外国法人の国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されないことに留意する。
（廃　止）	**（本店配賦費用の立証方法）**

改　　正　　後	改　　正　　前
	20－3－11　外国法人が、国内業務に係るものとして本店等から配分を受ける費用の額を国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入する場合には、本店の当該事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の規則第33条又は第35条《申告書の添付書類》に規定する書類を基礎として作成した規則第61条第２項各号《外国法人の申告書の添付書類》に規定する明細書の添付によりその内容を明らかにするほか、所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長）が必要と認めて指示をしたときは、証拠書類の提示その他合理的な方法によりこれを証明するものとする。この場合において、当該外国法人が正当な理由がなくその添付又は証明をしなかったときは、その添付又は証明をしなかった費用の額については、その添付又は証明があるまでは当該国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入しないものとする。
（廃　止）	**第３款　その他**
（廃　止）	**（在日支店等の資産等の円換算）** 20－3－12　外国法人の国内にある事業所等に係る外貨建ての資産、負債等の円換算等については、13の２－１－１から13の２－１－７まで及び13の２－１－９から13の２－２－18まで《外貨建取引等の換算等》の取扱いに準ずる。この場合において、その国内業務に係るものとして本店から配分を受ける費用の額の円換算は、原則として当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値によるものとするが、当該外国法人が当該費用の額の全部につき当該事業所等の会計帳簿にその額として計上する日の電信売買相場の仲値により円換算をしているときは、継続適用を条件として、これを認める。 ㊟　13の２－１－２の㊟の１及び２並びに13の２－２－５の㊟の１及び２は、本文の電信売買相場の仲値について準用する。

改　　正　　後	改　　正　　前
（廃　止）	**（本店勘定の円換算）** 20－3－13　外国法人の国内にある事業所等が計上する本店勘定の金額はその計上時の為替相場（13 の２－２－５《期末時換算法－事業年度終了の時における為替相場》に定める為替相場をいう。）により円換算した金額によるのであるが、当該事業所等が本店に送金等をしたことにより本店勘定の金額を減額する場合のその減額をする金額は、原則として次の算式により計算した金額による。ただし、その送金等が本店勘定に計上されている金額に相当する金額のうち特定のものについて行われたものであり、かつ、当該金額のその計上時の円換算額が明らかである場合には、当該円換算額に基づいてその減額をすることができる。 （算式） 送金等をした外国通貨の額 × （送金等の日における本店勘定の円表示額 ／ 分子の金額の外貨表示額）
（廃　止）	**（資本金の額等の円換算）** 20－3－14　外国法人につきその各事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額又は資本金等の額（以下 20－３－14 において「資本金の額等」という。）を基礎として法又は措置法の規定を適用する場合における当該資本金の額等については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額による。
第３節　租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（利子の範囲） 20－3－1　3－2－1（⑷、⑸及び⑺を除く。）《支払利子の範囲》は、法第139 条第２項《租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得》に規定する利子の範囲について準用する。	（新　設）
（工業所有権等の意義） 20－3－2　令第 183 条第３項第１号イ《租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得》に掲げる「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの」（以下 20－３－３において「工業所有権等」という。）とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の工業所有権及びその実施権等のほか、これらの権利の目的にはなっていないが、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノーハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、海外における技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない。	（新　設）
（使用料の意義） 20－3－3　令第 183 条第３項第１号イ《租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得》の工業所有権等の使用料とは、工業所有権等の実施、使用、採用、提供若しくは伝授又は工業所有権等に係る実施権若しくは使用権の設定、許諾若しくはその譲渡の承諾に相当する事実に係る対価の一切をいい、同号ロの著作権の使用料とは、著作物（著作権法第２条第１項第１号《定義》に規定する著	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
作物をいう。以下 20－３－３において同じ。）の複製、上演、演奏、放送、展示、上映、翻訳、編曲、脚色、映画化その他著作物の利用又は出版権の設定に相当する事実に係る対価の一切をいうのであるから、これらの使用料には、契約締結に相当する事実に係るいわゆる頭金、権利金等のほか、これらのものの提供又は伝授のために要する費用に充てるものも含まれることに留意する。 ㈱　工業所有権等の提供又は伝授に係る対価の全てを人的役務の提供に係る対価とした場合であっても、当該対価のうち、次のいずれかに該当するものは工業所有権等の使用料に該当する。 ⑴　当該対価が、当該提供又は伝授に係る工業所有権等を使用した回数、期間、生産高又はその使用による利益に応じて算定されるもの ⑵　⑴に掲げるもののほか、当該対価が、当該人的役務の提供のために要した経費に通常の利潤を加算した金額を超えるもの	

八　課税標準

改　　正　　後	改　　正　　前
（廃　止） （廃　止）	**第４節　税額の計算等** **（配当等に係る所得税額に対する税額控除の不適用）** **20－4－1**　法第 141 条第１号《外国法人に係る法人税の課税標準》に掲げる外国法人が所得税法第 161 条第５号《内国法人から受ける配当等》に掲げる配当等の支払を受けた場合において、当該配当等のうち令第 190 条《所得税額の控除の適用がない配当等》に規定する配当等につき同法の規定により課される所得税の額については、法第 68 条《所得税額の控除》の規定の適用がないことに

改　　正　　後	改　　正　　前
	留意する。 ㊟　この場合においても、当該所得税の額については、法第40条《法人税額から控除する所得税額の損金不算入》の準用に関する令第188条第1項第10号《外国法人の国内源泉所得に係る所得の金額の計算》の規定により損金の額に算入されないことになる。
（廃　止）	**（外国税額控除の不適用）** 20－4－2　外国法人については、法第69条《外国税額の控除》の規定の適用がないことに留意する。
第４節　課税標準	（新　設）
（恒久的施設を有する外国法人の課税標準） 20－4－1　恒久的施設を有する外国法人については、法第138条第1項第2号から第6号まで《国内源泉所得》に掲げる所得であっても、同項第1号に掲げる所得に該当するものは、同号に掲げる所得として、法第141条《課税標準》の規定を適用することに留意する。	（新　設）

九　恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算

改　　正　　後	改　　正　　前
第５節　恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算	（新　設）
第１款　通則	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（複数の事業活動の拠点を有する場合の取扱い） 20－5－1　外国法人の事業活動の拠点が国内に複数ある場合には、複数の当該事業活動の拠点全体を一の恒久的施設として法第 141 条第１号イ《課税標準》に掲げる国内源泉所得(以下この節において「恒久的施設帰属所得」という。)を認識し当該恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算を行うことに留意する。	（新　設）
（内部取引から生ずる恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算） 20－5－2　内部取引から生ずる恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算については、適格合併、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、適格株式交換及び適格株式移転に係る取扱いを除き、次に掲げる取扱いを準用する。 (1)　第２章《収益並びに費用及び損失の計算》の取扱い（２－１－18《固定資産を譲渡担保に供した場合》、２－１－25《相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子等の帰属時期の特例》から２－１－28《剰余金の配当等の帰属時期の特例》まで、２－１－29 のただし書及び㈜《賃貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期》、２－１－31《送金が許可されない利子、配当等の帰属時期の特例》（２－１－27《剰余金の配当等の帰属の時期》に定める剰余金の配当等の取扱いに限る。)、２－１－44《金融資産の消滅を認識する権利支配移転の範囲》から２－１－46《金融資産等の消滅時に発生する資産及び負債の取扱い》まで、２－２－５の㈜《請負収益に対応する原価の額》、２－２－12《債務の確定の判定》、２－３－23《追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い》並びに２－３－60《繰延ヘッジ処理を適用している場合等における負債の利子の額の計算》の取扱いを除く。） (2)　第４章《その他の益金等》の取扱い（第２節第３款《完全支配関係がある法	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
人間の受贈益》の取扱いを除く。） ⑶　第５章《棚卸資産の評価》の取扱い ⑷　第７章《減価償却資産の償却等》の取扱い ⑸　第８章《繰延資産の償却》の取扱い ⑹　第９章《その他の損金》の取扱い（９－１－３の２の㈜《評価換えの対象となる資産の範囲》、９－２－47の㈜の１《出向者に対する給与の較差補填》、９－４－１《子会社等を整理する場合の損失負担等》、９－４－２《子会社等を再建する場合の無利息貸付け等》、第４節第２款《完全支配関係がある法人間の寄附金》、９－４－６の２《災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等》、９－４－６の３《災害の場合の取引先に対する低利又は無利息による融資》、第５節第２款《外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等》、第６節第１款《金銭債権の貸倒れ》及び９－７－12の㈜《資産に計上した入会金の処理》の取扱いを除く。） ⑺　第 10 章《圧縮記帳》の取扱い（第４節《非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳》の取扱いを除く。） ⑻　第 11 章《引当金》の取扱い（第２節《貸倒引当金》の取扱いを除く。） ㈜　11－１－１《貸倒引当金等の差額繰入れ等の特例》の取扱いを準用する場合、「貸倒引当金その他法に規定する引当金」は、「法に規定する引当金（貸倒引当金を除く。）」と読み替えて準用する。 ⑼　第 12 章の５《リース取引》の取扱い ⑽　第 13 章《借地権の設定等に伴う所得の計算》の取扱い ⑾　第 13 章の２《外貨建取引の換算等》の取扱い（13の２－２－９の後段《期末時換算法－為替差損益の一括表示》の取扱いを除く。） **（外国法人における損金経理等）**	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
20－5－3　外国法人が恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計算する場合において、例えば減価償却費、引当金又は準備金の繰入額等の損金算入、延払基準の方法による収益及び費用の計上のように法又は措置法の規定により決算又は確定した決算において経理することを要件として適用することとされているものについては、当該外国法人が恒久的施設帰属所得に係る事業等に関して作成する帳簿及び当該帳簿に基づいて作成する規則第61条の３第１号ハ《仮決算をした場合の中間申告書の添付書類》又は規則第61条の５第１号ヘ《確定申告書の添付書類》に規定する貸借対照表及び損益計算書に計上することをもって当該要件を満たすものとして取り扱う。	
第２款　益金の額の計算	（新　設）
（外国法人における短期所有株式等の判定）	（新　設）
20－5－4　外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、法第23条第２項《受取配当等の益金不算入》の規定に準じて計算する場合における同項に規定する「取得」には、恒久的施設を有する外国法人の本店等に帰せられていた同条第１項に規定する株式等が当該恒久的施設に帰せられることとなった場合の取得に相当する内部取引が含まれ、同条第２項に規定する「譲渡」には、当該恒久的施設に帰せられていた同条第１項に規定する株式等が当該本店等に帰せられることとなった場合の譲渡に相当する内部取引が含まれることに留意する。	
第３款　損金の額の計算	（新　設）
（損金の額に算入できない保証料）	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
20－5－5　外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、恒久的施設とその本店等との間の資金の借入れに係る債務の保証に相当する事実に基づく保証料（これに準ずるものを含む。）の額は、損金の額に算入することはできないことに留意する。	
（国際海上運輸業における運送原価の計算） 20－5－6　16－3－11《国際海上運輸業における運送原価の計算》は、国内及び国外にわたって船舶による運送の事業を営む外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入される運送の原価の額の計算について準用する。	（新　設）
（損金の額に算入できない償却費等） 20－5－7　外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、法第139 条第２項《租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得》に規定する「内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約の適用があるとき」には、恒久的施設とその本店等との間の令第 183 条第３項第１号イからハまで《租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得》に掲げるものの取得に相当する事実に基づく償却費又は評価損等の額は、損金の額に算入することはできないことに留意する。	（新　設）
（販売費及び一般管理費等の損金算入） 20－5－8　外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、法第 22 条第３項第２号《損金の額に算入される販売費等》の規定に準じて計算する場合における同号の販売費、一般管理費その他の費用のうち内部取引に係るものは、別に定めるものを除き、次に掲げる要件の全てに該当することとなった日	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
の属する事業年度の損金の額に算入する。 ⑴　当該事業年度終了の日までに当該費用に係る注文等が行われていること。 ⑵　当該事業年度終了の日までに当該注文等に基づいてその本店等から資産の引渡し又は役務提供等を受けていること。 ⑶　当該事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること。	
（本店配賦経費の配分の基礎となる費用の意義） **20－5－9**　法第 142 条第３項第２号《共通費用の配分》に規定する「外国法人の恒久的施設を通じて行う事業及びそれ以外の事業に共通するこれらの費用」とは、例えば、次に掲げる業務に関する費用のうち、恒久的施設を通じて行う事業とそれ以外の事業に共通する費用で、当該恒久的施設を有する外国法人の本店等において行われる事業活動の重要な部分に関連しないものをいうことに留意する。 ⑴　外国法人全体に係る情報通信システムの運用、保守又は管理 ⑵　外国法人全体に係る会計業務、税務業務又は法務業務	（新　設）
（本店配賦経費の計算） **20－5－10**　恒久的施設を有する外国法人の当該事業年度における法第 142 条第３項第２号《共通費用の配分》に規定する「共通するこれらの費用」の額（引当金勘定への繰入額、準備金の積立額及び負債の利子の額を除く。以下 20－５－10 において「共通費用の額」という。）については、個々の業務ごと、かつ、個々の費目ごとに令第 184 条第２項《恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算》に規定する合理的と認められる基準により当該恒久的施設を通じて行う事業に配分するのであるが、個々の業務ごと、かつ、個々の費目ごとに計算を	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
することが困難であると認められるときは、全ての共通費用の額を一括して、当該外国法人の当該事業年度の売上総利益の額のうちに当該恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総利益の額の占める割合を用いて恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。 ㊟　共通費用の額には、内部取引に係るものは含まれないことに留意する。 **（本店配賦経費に含まれる減価償却費等）** **20－5－11**　法第 142 条第３項第２号《共通費用の配分》の規定の適用上、恒久的施設を有する外国法人が、当該恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして配分した金額のうちに減価償却資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該償却費の額につき当該外国法人の本店又は主たる事務所の所在する国の法人税に相当する税（以下 20－５－11 において「外国法人税」という。）に関する法令（当該外国法人税に関する法令が２以上ある場合には、そのうち主たる外国法人税に関する法令とする。）の規定の適用上認められている方法により計算しているときは、これを認める。ただし、当該償却費の額が当該減価償却資産の取得価額を各事業年度の償却限度額として償却する方法により計算されたものである場合には、当該償却費の額のうち法第 31 条《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》の規定の例によるものとした場合に損金の額に算入されることとなる金額を超える部分の金額については、この限りでない。 　恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして配分した金額のうちに繰延資産に係る償却費の額が含まれている場合の当該償却費の額の計算についても、同様とする。	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（外国法人の総資産帳簿価額の円換算） 20－5－12　外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、法第37条《寄附金の損金不算入》の規定に準じて計算する場合における令第184条第１項第９号《外国法人の寄附金の損金不算入》の規定の適用については、同号に規定する「その外国法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額」は、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている外国通貨表示の金額を当該事業年度終了の日の13の２－１－２《外貨建取引及び発生時換算法の円換算》に定める電信売買相場の仲値（以下この節において「電信売買相場の仲値」という。）により換算した円換算額による。	（新　設）
（租税条約等により法人税が課されない所得に係る欠損金） 20－5－13　外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律第１条《所得税又は法人税の非課税》の規定又は租税条約により法人税が課されないこととされている所得について欠損金額が生じた場合においても、当該欠損金額は恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されないことに留意する。	（新　設）
第４款　保険会社の投資資産及び投資収益	（新　設）
（外国保険会社等の投資資産の額の円換算） 20－5－14　令第187条第１項《保険会社の投資資産及び投資収益》に規定する「外国法人の当該事業年度の投資資産（……）の額」は、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている外国通貨表示の金額を当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額による。 　同項第２号に規定する「責任準備金に相当するものとして積み立てられてい	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
る金額」及び「支払備金に相当するものとして積み立てられている金額」についても、同様とする。	
（外国保険会社等の投資資産の額の運用利回り） 20－5－15　令第187条第２項((保険会社の投資資産及び投資収益))に規定する「当該事業年度の投資資産から生じた収益の額の当該外国法人の当該事業年度の投資資産の額の平均的な残高に対する割合として合理的な方法により計算した割合」とは、例えば、外国法人の投資資産（法第142条の３第１項((保険会社の投資資産及び投資収益))に規定する投資資産をいう。以下20－５－15において同じ。）から生じた当該事業年度の収益の額を、当該投資資産の額の日々の平均残高又は各月末の平均残高等、当該事業年度を通じた投資資産の額の平均的な残高で除した割合をいう。 (注)　投資資産から生じた当該事業年度の収益の額を当該事業年度の開始の時及び終了の時における投資資産の額の平均額で除した割合は、「平均的な残高に対する割合として合理的な方法により計算した割合」に該当しない。	（新　設）
（内部取引に係る勘定科目の意義） 20－5－16　令第 187 条第３項各号((保険会社の投資資産及び投資収益))の内部取引に係る勘定科目に計上されている金額は、税務計算上の金額によることに留意する。	（新　設）
（恒久的施設に係る純資産の額の算定方法） 20－5－17　令第 187 条第３項第３号((保険会社の投資資産及び投資収益))に掲げる金額は、当該事業年度終了の時における恒久的施設に係る税務計算上の資産の帳簿価額（内部取引に係る勘定科目に計上されている金額を含む。）から当	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
該事業年度終了の時における当該恒久的施設に係る税務計算上の負債の帳簿価額（内部取引に係る勘定科目に計上されている金額を含む。）を減算した金額から保険業法第 190 条《供託》の供託金の額、当該外国法人の資本に相当する額に対応する資産のうち国内に持ち込んだものの額及び同号の内部取引に係る勘定科目に計上されている金額を減算して計算することに留意する。	
第５款　恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入	（新　設）
（恒久的施設に係る資産等の帳簿価額の平均的な残高の意義） 20－5－18　令第 188 条第１項第１号《恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入》に掲げる「当該事業年度の恒久的施設に係る資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、恒久的施設に係る資産の帳簿価額の日々の平均残高又は各月末の平均残高等、当該事業年度を通じた恒久的施設に係る資産の帳簿価額の平均的な残高をいう。 　同項第２号に掲げる「当該事業年度の恒久的施設に係る負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」、同条第３項第２号に規定する「当該事業年度の恒久的施設に帰せられる資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」及び同条第 12 項第２号に掲げる「当該事業年度の恒久的施設に帰せられる負債（……）の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」についても、同様とする。 (注)　当該事業年度の開始の時及び終了の時における恒久的施設に係る資産の帳簿価額の平均額、恒久的施設に係る負債の帳簿価額の平均額、恒久的施設に帰せられる資産の帳簿価額の平均額又は恒久的施設に帰せられる負債の帳簿価額の平均額は、本文の平均的な残高として合理的な方法により計算した	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
金額に該当しない。	
（総資産の帳簿価額の平均的な残高及び総負債の帳簿価額の平均的な残高の意義） **20－5－19**　令第 188 条第２項第１号イ⑴《恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入》及び規則第 60 条の８第１項第１号イ《連結資本配賦法等を用いた恒久的施設帰属資本相当額の計算》に掲げる「外国法人の当該事業年度の総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、総資産の帳簿価額の日々の平均残高又は各月末の平均残高等、当該事業年度を通じた総資産の帳簿価額の平均的な残高をいう。 令第 188 条第２項第１号イ⑵及び規則第 60 条の８第１項第１号ロに掲げる「外国法人の当該事業年度の総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」についても、同様とする。 ㈱１　当該事業年度の開始の時及び終了の時における総資産の帳簿価額の平均額又は総負債の帳簿価額の平均額は、本文の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額に該当しない。 ２　本文の平均残高を計算する場合において、日々の平均残高によるときは当該日々の電信売買相場の仲値により換算した円換算額により、各月末の平均残高によるときは当該各月末の電信売買相場の仲値により換算した円換算額により、それぞれ計算することに留意する。	（新　設）
（発生し得る危険を勘案して計算した金額の円換算） **20－5－20**　令第 188 条第２項第１号イ⑷《恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入》に掲げる「外国法人の当該事業年度終了の時の総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額」は、当該計	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
算により算出した外国通貨表示の金額を当該事業年度終了の日（同条第７項の規定の適用がある場合には、同項に規定する一定の日）における電信売買相場の仲値により換算した円換算額による。 　同条第２項第１号ロ⑵に掲げる「外国法人の当該事業年度終了の時の総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額」、同条第４項第１号ニ及び同項第２号ロに掲げる「外国法人の属する企業集団の当該事業年度終了の時の財産の状況を連結して記載した貸借対照表における総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額」についても、同様とする。 **（恒久的施設に帰せられる資産の意義）** 20－5－21　外国法人の有する資産が令第188条第２項から第５項まで(恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)に規定する「恒久的施設に帰せられる資産」に該当するか否かの判定については、次に掲げる資産はおおむね次に定めるところによる。 ⑴　有形資産（棚卸資産及び20－２－４に定める固定資産をいう。以下20－５－21において同じ。）　有形資産を恒久的施設において使用する場合には、当該有形資産は当該恒久的施設に帰せられる。 ⑵　無形資産（20－２－４に定める無形資産をいう。以下20－５－21において同じ。）　無形資産の内容に応じて、恒久的施設が当該無形資産の開発若しくは取得に係るリスクの引受け又は当該無形資産に係るリスクの管理に関する人的機能を果たす場合には、当該無形資産は当該恒久的施設に帰せられる。 ⑶　金融資産（平成20年３月10日付企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の適用対象となる金融資産（現金預金を除く。）をいう。以下20－５－21において同じ。）　恒久的施設を通じて行う事業の内容及び金融資産の内容に応じて、当該恒久的施設が当該金融資産に係る信用リスク、市場	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
リスク等のリスクの引受け又はこれらのリスクの管理に関する人的機能を果たす場合には、当該金融資産は当該恒久的施設に帰せられる。	
（規制上の自己資本の額及び規制上の連結自己資本の額の円換算） 20－5－22　令第 188 条第２項第１号ロ(恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)に規定する「規制上の自己資本の額」は、外国法人の当該事業年度終了の日における外国通貨表示の当該規制上の自己資本の額を当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額による。 同条第４項第２号に規定する「外国法人の属する企業集団の当該事業年度の規制上の連結自己資本の額」についても、同様とする。	（新　設）
（比較対象法人の純資産の額の意義） 20－5－23　令第 188 条第２項第２号イ⑴(恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)に掲げる「貸借対照表に計上されている当該比較対象法人の純資産の額」とは、当該比較対象法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除した金額をいい、当該比較対象法人が外国法人である場合の同号イ⑴に掲げる「比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る純資産の額」とは、当該外国法人の恒久的施設に係る貸借対照表に計上されている資産の額から負債の額を控除した金額をいうことに留意する。 同条第３項第２号イ並びに規則第 60 条の７第１項第１号イ及び第３項第１号イ(同業法人比準法を用いた恒久的施設帰属資本相当額の計算)に掲げる「貸借対照表に計上されている純資産の額」及び「比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る純資産の額」についても、同様とする。	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（総資産の帳簿価額の円換算） 20－5－24　令第188条第３項第１号ロ(恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)に掲げる「外国法人の当該事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額」は、当該事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている外国通貨表示の金額を当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額による。 　同条第５項第２号に掲げる「外国法人の属する企業集団の当該事業年度終了の時の財産の状況を連結して記載した貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額」についても、同様とする。	（新　設）
（連結貸借対照表における総資産の帳簿価額の平均的な残高及び連結貸借対照表における総負債の帳簿価額の平均的な残高の意義） 20－5－25　令第188条第４項第１号イ(恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)に掲げる「外国法人の属する企業集団の当該事業年度の財産の状況を連結して記載した貸借対照表における総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、財産の状況を連結して記載した貸借対照表（以下20－５－25において「連結貸借対照表」という。）に計上されている総資産の帳簿価額の日々の平均残高又は各月末の平均残高等、当該事業年度を通じた連結貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の平均的な残高をいう。 　同号ロに掲げる「外国法人の属する企業集団の当該事業年度の財産の状況を連結して記載した貸借対照表における総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」についても、同様とする。 ㊟１　当該事業年度の開始の時及び終了の時における連結貸借対照表における	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
総資産の帳簿価額の平均額又は総負債の帳簿価額の平均額は、本文の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額に該当しない。 ２　本文の平均残高を計算する場合において、日々の平均残高によるときは当該日々の電信売買相場の仲値により換算した円換算額により、各月末の平均残高によるときは当該各月末の電信売買相場の仲値により換算した円換算額により、それぞれ計算することに留意する。	
（金銭債務の償還差損等） 20－5－26　外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、令第188条第10項(恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)に規定する「第136条の２第１項（金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入）に規定する満たない部分の金額」のうち同項の規定により計算した金額が、法第142条の４第１項(恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)に規定する「当該事業年度の恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子（……）の額」に含まれることに留意する。	（新　設）
（短期の前払利息） 20－5－27　外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、２－２－14(短期の前払費用)により当該事業年度の損金の額に算入された前払利息の額は、法第142条の４第１項　(恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)に規定する「当該事業年度の恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子（……）の額」に含まれることに留意する。	（新　設）
（負債の利子の額の範囲）	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
20－5－28　法第142条の４第１項(恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)に規定する「負債の利子（……）の額」には、次に掲げるようなものが含まれることに留意する。 ⑴　受取手形の手形金額と当該受取手形の割引による受領金額との差額を手形売却損として処理している場合の当該差額（手形に含まれる金利相当額を会計上別処理する方式を採用している場合には、手形売却損として帳簿上計上していない部分を含む。） ⑵　買掛金を手形によって支払った場合において、相手方に対して当該手形の割引料を負担したときにおけるその負担した割引料相当額 ⑶　従業員預り金、営業保証金、敷金その他これらに準ずる預り金の利子の額 ⑷　金融機関の預金利息の額及び給付補塡備金繰入額（給付補塡備金繰入額に準ずる繰入額を含む。） ⑸　外国相互会社（保険業法第２条第10項(定義)に規定する外国相互会社をいう。）の支払う基金利息の額 ⑹　相互掛金契約により給付を受けた金額が掛け込むべき金額の合計額に満たない場合のその差額に相当する金額 **（原価に算入した負債の利子の額）** 20－5－29　外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、固定資産その他の資産の取得価額に含めた負債の利子の額又は繰延資産の額に含めた負債の利子の額であっても、当該事業年度に係るものは法第142条の４第１項(恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)に規定する「当該事業年度の恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子（……）の額」に含まれることに留意する。	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（原価に算入した負債の利子の額の調整） 20－5－30　法第142条の４第１項《恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入》に規定する「当該事業年度の恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子（……）の額」（以下20－５－30において「負債の利子の額」という。）のうちに固定資産その他の資産の取得価額又は繰延資産の額（以下20－５－30において「固定資産の取得価額等」という。）に含めたため直接当該事業年度の損金の額に算入されていない部分の金額（以下20－５－30において「原価算入額」という。）がある場合において、当該負債の利子の額のうちに同項の規定により損金の額に算入されないこととなった金額（以下20－５－30において「損金不算入額」という。）があるときは、当該事業年度の確定申告書において、当該原価算入額のうち損金不算入額から成る部分の金額を限度として、当該事業年度終了の時における固定資産の取得価額等を減額することができる。この場合において、当該原価算入額のうち損金不算入額から成る部分の金額は、当該損金不算入額に、当該事業年度における当該負債の利子の額のうちに当該固定資産の取得価額等に含まれている負債の利子の額の占める割合を乗じた金額とすることができる。	（新　設）
第６款　外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入	（新　設）
（金銭債務の償還差損等） 20－5－31　令第189条第１項《外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入》に規定する「第136条の２第１項（金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入）に規定する満たない部分の金額」のうち当該事業年度の費用の額として金銭債務の償還期間（当該金銭債務に係る債務者となった日から当該金銭債務に係る償還の日までの期間をいう。）に応じて合理的に計算	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
された金額が、法第142条の５第１項《外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入》に規定する負債の利子の額に含まれることに留意する。	
第７款　恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益	（新　設）
（恒久的施設の閉鎖に伴う資産に係る時価の意義） 20－5－32　法第142条の８第１項《恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益》に規定する「恒久的施設閉鎖事業年度（……）終了の時に恒久的施設に帰せられる資産」の価額を算定する場合には、12の３－２－１《連結納税の開始等に伴う時価評価資産に係る時価の意義》の取扱いを準用する。	（新　設）
第８款　その他	（新　設）
（繰延ヘッジ処理等における負債の利子の額の計算） 20－5－33　外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、金利の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させる目的で法第 61 条の６《繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ》の規定に準じて計算する場合（以下 20－５－33 において「繰延ヘッジ処理」という。）又は規則第 27 条の７第２項《金利スワップ取引等の特例処理》に規定する取引を行っている場合（当該取引に相当する内部取引がある場合を含む。以下 20－５－33 において「特例金利スワップ取引等」という。）において、法第 23 条第４項《負債利子の控除》の規定に準じて計算する場合における同項に規定する負債の利子の額、法第 142 条の４第１項《恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入》に規定する負債の利子の額、法第142条の５第１項《外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入》に規定する負債の利子の額及	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
び令第 193 条第２項《共通費用の額の配分》に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子の額の計算は、当該繰延ヘッジ処理のヘッジ処理に係る損益の額又は特例金利スワップ取引等の受払額のうち、支払利子の額に対応する部分の金額を加算又は減算した後の金額を基礎とすることに留意する。	
（資本等取引に含まれるその他これらに類する事実） 20－5－34　法第142条第３項第３号《資本等取引の意義》に規定する「その他これらに類する事実」には、例えば、恒久的施設の事業拡大のためのその本店等から当該恒久的施設への資金の供与が含まれることに留意する。	（新　設）
（恒久的施設に係る資産等の円換算） 20－5－35　恒久的施設に係る外貨建ての資産、負債等の円換算等については、13の２－１－１から13の２－１－７まで及び13の２－１－９から13の２－２－18まで《外貨建取引等の換算等》の取扱いに準ずる。この場合において、当該恒久的施設を通じて行う事業に係るものとしてその本店等から配分を受ける費用の額の円換算は、原則として当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値によるが、当該恒久的施設を有する外国法人が当該費用の額の全部につき当該恒久的施設に係る会計帳簿に当該費用の額として計上する日の電信売買相場の仲値により円換算をしているときは、継続適用を条件として、これを認める。 ㊟　13の２－１－２の㊟の１及び２並びに13の２－２－５の㊟の１及び２は、本文の電信売買相場の仲値について準用する。	（新　設）
（資本金の額等の円換算） 20－5－36　外国法人につきその各事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額又は資本金等の額（以下20－５－36において「資本金の額等」と	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
いう。）を基礎として法又は措置法の規定を適用する場合における当該資本金の額等については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額による。	

十　その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算

改　　正　　後	改　　正　　前
第６節　その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算	（新　設）
（資産の譲渡の場合に損金の額に算入する金額） 20－6－1　外国法人の法第 141 条第１号ロ及び第２号《課税標準》に定める国内源泉所得に係る所得の金額の計算上、外国法人が令第 178 条第１項各号《国内にある資産の譲渡により生ずる所得》に規定する資産を譲渡した場合には、当該資産の譲渡原価並びに当該事業年度において当該資産の譲渡のために要した費用（当該資産につき生じた損失を含む。）以外の費用及び損失の額は、当該事業年度の損金の額に算入しないものとする。	（新　設）

十一　税額の計算

改　　正　　後	改　　正　　前
第７節　税額の計算	（新　設）
第１款　所得税額の控除	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（配当等に係る所得税控除額の所有期間按分） 20－7－1　恒久的施設を有する外国法人につき法第 68 条《内国法人に係る所得税額の控除》の規定を準用する場合における令第 140 条の２第１項第１号《法人税額から控除する所得税額の計算》の規定の適用については、同号に規定する「その元本を所有していた期間」は、同号に規定する配当等（以下20－７－１において「配当等」という。）の元本が当該恒久的施設に帰せられていた期間をいうことに留意する。 ㊟　例えば、恒久的施設を有する外国法人の本店等に帰せられていた配当等の元本が、当該配当等の計算の基礎となった期間の中途において当該恒久的施設に帰せられることとなった場合には、当該元本が当該本店等に帰せられていた期間に対応するものとして計算される所得税の額については、法第 68 条の規定の適用がないこととなる。	（新　設）
第２款　外国税額の控除	（新　設）
（外国法人に係る外国税額の控除） 20－7－2　恒久的施設を有する外国法人が各事業年度において法第 144 条の２第１項《外国法人に係る外国税額の控除》に規定する外国法人税を納付することとなる場合の同条の規定の適用に当たっては、第 16 章第３節《外国税額の控除》の取扱い（16－３－９《国外源泉所得に係る所得の金額》から 16－３－９の３《国外所得金額を計算する場合の準用》まで、16－３－11《国際海上運輸業における運送原価の計算》及び 16－３－37《国外事業所等帰属所得を認識する場合の準用》の取扱いを除く。）を準用する。 ㊟　16－３－29《事業の区分》及び 16－３－31《総収入金額》から 16－３－35《棚卸資産の販売以外の事業に係る収入金額》までの取扱いを準用する場合にお	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
ける令第 195 条第２項(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)の規定の適用については、同項に規定する収入金額及び総収入金額には、内部取引に係るものが含まれることに留意する。	

十二　申告及び還付

改　　正　　後	改　　正　　前
第８節　申告及び還付	（新　設）
第１款　申告	（新　設）
（組織再編成に係る確定申告書の添付書類） **20－8－1**　17－１－５《組織再編成に係る確定申告書の添付書類》は、規則第 61 条の５第１号ホ及び第２号ホ《確定申告書の添付書類》に規定する「資産、負債その他主要な事項」に関する明細書を確定申告書に添付する場合に準用する。	（新　設）
第２款　還付	（新　設）
（還付金額の計算） **20－8－2**　法第144条の13第１項又は第２項《欠損金の繰戻しによる還付》の規定による法人税の還付請求があった場合の還付すべき金額の計算については、17－２－１《還付金額の計算》の取扱いを準用する。 ㈜　同条第１項の規定による法人税の還付請求があった場合には、同項各号に	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
掲げる欠損金額ごとに17－２－１の取扱いを準用することに留意する。	

十三　経過的取扱い

改　　正　　後	改　　正　　前
（経過的取扱い⑴…改正通達の適用時期） この法令解釈通達による改正後の取扱いは、次に掲げる経過的取扱いを除き、平成28年４月１日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。	（新　設）
（経過的取扱い⑵…欠損金の繰戻しによる還付） この法令解釈通達による改正後の20－８－２の取扱いは、外国法人の平成28年４月１日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。	（新　設）